



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明代鹽場の研究（上）
Author(s)	藤井, 宏
Citation	北海道大學文學部紀要, 1, 63-100
Issue Date	1952
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33113
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_P63-100.pdf



明代塩場の研究（上）

藤井 宏

83	下	8	元重
84	上	1	無濺漏
84	上	3	將レ竹
84	上	6	結鹽 猶石膏之結腐
84	下	5	嘉 兩淮鹽法志
84	下	7	實 土地中注水取酒
85	下	22	酒 地中湧足工本鉅煎辦
87	上	14	竈丁
89	下	14	煎に
90	下	11	容易に
94	上	3	河間 〇後少長蘆
94	上	2	鹽田
94	上	1	寶珠の嘉靖三四年

明代鹽場の研究(上)

藤井宏

目次

序言	
第一章 鹽場の行政組織	
A 産鹽地區の官廳	
B 竈戸	
C 團と總催	
第二章 鹽の生産	
A 製鹽法	
B 生産手段の所有形態	
C 生産組織	
D 正鹽と餘鹽(以上本號)	
第三章 竈戸の差役	
A 竈戸管轄の二重性	
B 差役の問題	
C 水郷竈戸の問題	
第四章 鹽課折納の趨勢と綱法の成立	
A 存積常股の法	
B 鹽課の折納と餘鹽私賣	
C 綱法の成立と鹽倉の廢止	
結言	

序言

中國に於ては、漢代以來、鹽の專賣制を實施した王朝が多かつたが、その收益は主として軍費に充當されるのを常とした。國家の軍費が異常の膨脹を示し、正稅たる田賦を以てしては到底支辨し切れぬ時は大抵、鹽其他鐵・茶等の專賣制が行はれて歲入不足の大部分を補つた。別けても鹽は何人に取つても日常不可缺の食品にして、然も中國に於てはその生産箇所が著しく限定されて居る所から、その專賣に依る收益は最も巨大にして且つ確實であつた。従つて何か特殊の事情のもとに尨大な軍費の負擔に悩む王朝に於ては、鹽の專賣制が常に重要な財政政策として取上げられ、その收益は田賦と相並んで國家歲入の主要なる部分を占めたのである。かゝる國家の典型的なる例として宋と明とを擧げる事が出来る。近代西歐勢力の侵入以前に於ける亞細亞史の大勢は、南方農耕民族と北方遊牧民族との二元的對立に在ると言ふ事は、白鳥博士が唱道されて以來既に約半世紀を経過し、今では學界のものさびた常識となつて居るが、宋代及び明代は北方民族の勢力が、ともすれば南方シナ民族の國家を壓し勝ちな時代であつた。従つて兩朝ともに常に多數の軍隊を北邊に駐屯せしめて北方民族の南下を防止しなければならなかつた。そのため、北邊防備費は尨大な額に登り、尋常一様な手段を以てしては到底その支辨は不可能であつた。田賦以外の專賣收益に依つて歲入の重要な部分を滿たさなければならなかつた理由は主として此の點に存するのである。加之、宋朝に於ては、その兵制が唐末の兵農分離のあとを承けて傭兵制となつて居り、その費用の支辨は殆どすべて唯一の獨裁者たる皇帝の重大なる責任となつて居た關係上、國家財政が鹽茶等の專賣收益に期待する所一層痛切なるものがあつた。漢代以來、存廢を重ね來つた專賣制度が宋代に至つて確立するのも主として此の點にその原因が存して居ると言はれて居る。⁽¹⁾明は最初、宋とは少しく事情を異にし、その兵制たる衛所制度は、その後の專制國家の官僚によつて、唐の府兵制と共に中

國兵制史上の双壁と謳はれ、兵農一致をその根本精神とするものであつた。全國の戶籍を軍・民・匠・竈の四戸に大別し、此の中の軍戸によつて衛所制度を組織し、屯田を以て軍の經濟的自給自足の基礎たらしめたのである。然し邊境に駐屯する軍隊は、その土地が概ね硯田にして屯田の收穫が少き上に外民族と戰鬪を交へる機會多く、勞働刀を農耕に割く餘裕に乏しく、従つて食糧、衣料、武器其他の軍需品の補給を依然として宋代同様に國家に仰がねばならなかつた。明代中期以後、軍屯の崩壊その他のため北邊駐屯軍が備兵化するに及び、軍訓調達の問題はいよいよ重大化するに至つた。その軍餉補給法の中の重要な一つとして、宋代の折中法の流れを汲む所の開中法が擧げられる。明代鹽法の重點は殆ど此の開中の一法に集中して居ると言つてよい。普通、明代の鹽法には開中法と戶口食鹽法とが併存したと言はれて居るが、戶口食鹽法が殆ど鹽法としての實質を備へて居なかつた事は嘗つて私が論證した所である。其他、一部の地方⁽³⁾に於ては官運の行はれた事もあり、中期以後になると各地方に於て部分的に票鹽の施行が見られるに至るが、鹽法の中心は依然として開中法に存して居た。所が此の開中法も時代を経ると共に次第にその性格が變化し、その變化のうちに劃期的な商專賣の萌芽が發育し、萬曆四十五年の綱法の成立と共に兩淮に於てはその制度が確立するのである。中國の鹽專賣制度は漢代以來明代に至るまでその具體的施行方法は時代に依つて異なるが、要するにすべて官專賣であり、國家が專賣の主體として、生産された鹽を必ず一先づ官に收納して官有とし、然る後に一般需要者若しくは商人に賣渡したものであるが、萬曆四十五年の綱法の成立に依つて前例なき商專賣が確立するのである。商專賣は所謂私專賣の一種であつて、商人が專賣の主體たるものを言ひ、國家自らは專賣を行はず國家の統制下に特定の商人をして鹽の生産・收納・運搬・販賣の全部又は一部を獨占經營せしめるものを言ふのである。か

くて明末に確立した商專賣⁽⁴⁾制度はその方法には幾分の變化はあつたが、ともかくも最近に至る迄行はれ、容易にその改廢が斷行され得ない状態にあつた。されば、中國の鹽專賣制度は沿革的に二大時期に分つ事が出来る。一つは漢代より明末迄、一施一廢はありながらも大體に於て官專賣の行はれた時期であり、他の一つは明末より最近迄、主として商專賣の行はれた時期である。明代は正にこの轉換期に當つて居り、大體明一代のうちに舊き官專賣が衰頽して新たる商專賣が次第に成立して行つたものと見てよく、此の意味に於て明代の鹽法は中國鹽法史上頗る重要な意義を擔ふものと言ふべきである。私は此の重要な轉換期の事情を解明する一端として先に「明代鹽商の一考察」を發表したが、それは主として鹽の流通面の擔當者たる鹽商の活動を中心として開中法の變化を觀察したものである。今度は更に鹽の生産場たる鹽場、生産者たる竈戸を中心として開中法の變化を辿らんとするものである。而して明代の諸產鹽區中、國家財政に對して寄與する所最も大きく、従つて最も制度の備はつて居たのは兩淮諸鹽場であり、それについては兩浙諸鹽場であるから、此の兩者を中心として記述の筆を進めるつもりであるが、出来る限り廣く他の諸產鹽區の諸鹽場の事情をも參照して、全般の概觀をあらぬやうにしたいと考へて居る。

第一章 鹽場の行政組織

A 產鹽地區の官廳

明代に於ては各產鹽區に都轉運鹽使司(以下略して運司と呼ぶ)又は鹽課提舉司(以下略して提舉司と呼ぶ)が設けられて鹽法行政の任に當つて居た。此の兩者は本質的にはその職掌を等しうする官廳であるが、前者は重要な產鹽區に置かれ、後者は比較的重要なならざる產鹽區に置かれて居た。此の兩者に比して更に重要性の劣る產鹽區には單に鹽課司

が設けられるに止まつて居た。⁽⁶⁾ 明史^{卷八} 食貨志には

丙午歲、始置^{メテ}兩淮鹽^ハ官。吳元年置^{メテ}兩浙^ハ。洪武初、諸產鹽地、次第^ニ設^{メテ}官。都轉運鹽使^(司)六。曰兩淮、曰兩浙、曰長蘆、曰山東、

曰福建、曰河東。鹽課提舉司七。曰廣東、曰海北、曰四川、曰雲南。雲南提舉司、凡四。曰黑鹽井、白鹽井、安寧鹽井、五井。又陝

西靈州鹽課司一。

と言つて居る。產鹽區内に分散せる各鹽場には、河東を除いては何れも夫々鹽課司が設置されて居たが、運司に於ては原則として運司が鹽課司を直接統轄せず、その中間に分司なる官廳が設けられ、その下に幾個かの鹽課司を管轄し以上級官廳たる運司に隸屬して居た。洪武二十六年に出來た諸司職掌には各運司・提舉司の構成を左の如く記載して居る。

兩浙都轉運鹽使司⁽³⁾ 金門府城湧

許村場鹽課司⁽³⁾ 海寧縣 本公司仁和場鹽課司⁽³⁾ 仁和县

嘉興分司⁽³⁾ 海鹽縣 瀝

西路場鹽課司⁽³⁾ 海鹽縣 鮑郎場鹽課司⁽³⁾ 海鹽縣 蘆瀝場鹽課司⁽³⁾ 海鹽縣

宣德五年平湖縣に改隸す 海沙場鹽課司⁽³⁾ 海鹽縣 橫浦場鹽課司⁽³⁾ 海鹽縣

松江分司⁽³⁾ 上海縣下

下沙場鹽課司⁽³⁾ 上海縣 青村場鹽課司⁽³⁾ 華亭縣 袁浦場鹽課司⁽³⁾ 華亭縣

浦東場鹽課司⁽³⁾ 華亭縣 天賜場鹽課司⁽³⁾ 崇明縣 青浦場鹽課司⁽³⁾ 嘉定縣

(下沙二場鹽課司⁽³⁾ 上海縣 下沙三場鹽課司⁽³⁾ 上海縣)

寧紹分司⁽³⁾ 紹興府城に治す

西興場鹽課司⁽³⁾ 蕭山縣 錢清場鹽課司⁽³⁾ 蕭山縣 三江場鹽課司⁽³⁾ 山陰縣

曹娥場鹽課司⁽³⁾ 會稽縣 龍頭場鹽課司⁽³⁾ 鎮海縣 石堰場鹽課司⁽³⁾ 餘姚縣

北大文學部紀要

鳴鶴場鹽課司⁽³⁾ 慈谿縣 清泉場鹽課司⁽³⁾ 鎮海縣 長山場鹽課司⁽³⁾ 鎮海縣

穿山場鹽課司⁽³⁾ 鎮海縣 玉泉場鹽課司⁽³⁾ 象山縣 大嵩場鹽課司⁽³⁾ 鄞縣

昌國正監場鹽課司⁽³⁾ 鄞縣

溫台分司⁽³⁾ 温州府城に治す

永嘉場鹽課司⁽³⁾ 永嘉縣 雙穗場鹽課司⁽³⁾ 瑞安縣 長林場鹽課司⁽³⁾ 樂清縣

黃巖場鹽課司⁽³⁾ 臨海縣 太平・杜濱場鹽課司⁽³⁾ 臨海縣 長亭場鹽課司⁽³⁾ 樂清縣

課司⁽³⁾ 寧海縣 天富南監場鹽課司⁽³⁾ 平陽縣 天富北監場鹽課司⁽³⁾ 樂清縣

兩淮都轉運鹽使司⁽³⁾ 揚州府城に治す

泰州分司⁽³⁾ 泰州東臺に治す

富安場鹽課司⁽³⁾ 泰州 拼茶場鹽課司⁽³⁾ 泰州 安豐場鹽課司⁽³⁾ 泰州

角斜場鹽課司⁽³⁾ 泰州 梁垛場鹽課司⁽³⁾ 泰州 東臺場鹽課司⁽³⁾ 泰州

何垛場鹽課司⁽³⁾ 泰州 小海場鹽課司⁽³⁾ 泰州 草堰場鹽課司⁽³⁾ 泰州

丁溪場鹽課司⁽³⁾ 泰州

淮安分司⁽³⁾ 安東縣に治す

白駒場鹽課司⁽³⁾ 縣泰州之問 劉莊場鹽課司⁽³⁾ 縣泰州之問 廟灣場鹽課司⁽³⁾ 鹽城縣

司⁽³⁾ 阜寧縣 板浦場鹽課司⁽³⁾ 海州 伍祐場鹽課司⁽³⁾ 鹽城縣 徐濱浦場鹽課司⁽³⁾ 海州

鹽課司⁽³⁾ 海州 芡濱場鹽課司⁽³⁾ 海州 臨洪場鹽課司⁽³⁾ 海州 新興

場鹽課司⁽³⁾ 鹽城縣

通州分司⁽³⁾ 通州石港に治す

呂四場鹽課司⁽³⁾ 通州 餘東場鹽課司⁽³⁾ 通州 餘中場鹽課司⁽³⁾ 通州

餘西場鹽課司⁽³⁾ 通州 金沙場鹽課司⁽³⁾ 通州 西亭場鹽課司⁽³⁾ 通州

石港場鹽課司⁽³⁾ 通州 馬塘場鹽課司⁽³⁾ 如皋縣 掘港場鹽課司⁽³⁾ 如皋縣

陝西

靈州鹽課司○坐落 靈州 漳縣 西和縣(16)

四川

鹽課提舉司○成都府に治す

廣福等三井鹽課司○坐落 遂寧縣 仙泉井鹽課司○坐落 仁壽縣 華池等三井鹽課司○坐落

司○坐落 郁山井鹽課司○坐落 通海等三井鹽課司○坐落 中江縣 涂甘

井鹽課司○坐落 上流等九井鹽課司○坐落 簡縣 永通等七井鹽課司○坐落

爲縣 羅泉等五井鹽課司○坐落 資縣 黃市等二井鹽課司○坐落 內江縣 大寧

縣大寧場鹽課司○坐落 福興等六井鹽課司○坐落 新羅等二井鹽

課司○坐落 雲安場等五井鹽課司○坐落 雲陽縣 富義等十三井鹽課司○坐落

順富

鹽井衛

黑鹽井鹽課司○坐落 鹽井衛 白鹽井鹽課司○坐落 同上

雲南

黑鹽井鹽課提舉司○楚雄府に治す

黑鹽井鹽課司○坐落 定遠縣 阿陋猴井鹽課司○坐落 廣通縣 琅井鹽課司○坐落 楚雄府

白鹽井鹽課提舉司○姚州安軍民府に治す

白鹽井鹽課司○坐落 姚州 安寧州

安寧鹽井鹽課提舉司○安寧州に治す

安寧鹽井鹽課司○坐落 安寧州

五井鹽課提舉司○大理府に治す

師井鹽課司○坐落 諾鄧鹽井鹽課司○坐落 同上 山井鹽井鹽課司○坐落 落同

上 大井鹽井鹽課司○坐落 順邊鹽井鹽課司○坐落 同上

運司・分司・鹽課司の關係は布政司・府・州縣の關係に相當し、前者が製鹽業者たる竈戸を對象とする鹽務行政を掌つて居たのに對し後者は主として一般民戸を對象とする普通行政を掌つて居たのである。而して布政司が行政區域としてはその管内の府・州縣をも總括して布政司と稱せられると同様に運司・分司・鹽課司を總括して運司と呼ばれる場合が多かつた。唯、布政司・府・州縣の關係が連續せる地表上の統屬關係であるのに對し、運司・分司・鹽課司の間には地域的連續關係は稀で殆どすべてがその所在を異にして居た。この事に就いては後で更に詳言する。運司の職員に就いては明史卷七十五に

都轉運鹽使司。都轉運使一人品從四。同知一人品從五。副使一人品從六。其屬。經歷司。經歷一人品從七。知事一人品從八。

庫大使・副使各一人。所轄。各場鹽課司大使・副使。各鹽倉大使・副使。各批驗所大使・副使。並一人俱未。都轉運使。掌鹽鹽之事。

同知・副判分司之。都轉運鹽使司凡六。曰兩淮。曰兩浙。曰長蘆。曰河東。曰山東。曰福建。分司十四。泰州・淮安・通州・蘇州・嘉興・松江・寧紹・溫台・蘇州・滄州・青州・蘇州・長蘆。膠萊・濱萊・蘇州・東。解鹽東場・西場・中場・蘇州・分副使若副判之。督各場倉鹽課司。以總於都轉運使。共奉巡鹽御史或鹽法道臣之政令。

とあり、運司の長官を都轉運使（以下略して運使と言ふ）と言ひ、其下に同知一名・副使一名・判官若干名があつて運使を輔佐し、又運司に附屬する經歷司（出納文移を掌る）には經歷一名・知事一名あり、官物を收納する庫には大使・副使が各一名宛居た。以上が運司本廳内の職員であり、運司の管轄する產鹽區の各鹽場には鹽課司と鹽倉とが設けられ、その何れにも大使・副使が一名宛置かれて居た。又商人が鹽を鹽場より行鹽地方に運搬する途中、鹽引（鹽販賣の免許狀）及び鹽袋の檢閲を受

ける批驗所にも大使・副使が一名宛置かれて居た。即ち運司には本廳としての運司と外廳としての鹽課司・鹽倉・批驗所があつたわけであるが更にその中間外廳として適當の地に分司が設けられて幾個かの鹽課司・鹽倉を管轄し、運司の同知若しくは副使・判官が本廳より出張して分司の事務を掌理して居た。

以上が運司構成の大略であるが、此等運司の諸官廳の中でも鹽務行政上、最も重要な役割を演ずるのは本廳の運司と外廳の分司・鹽課司であつて韓忠定奏疏の題爲欽奉事鹽法にも

仰惟祖宗舊制。各運鹽使司・提舉司・鹽課司。既設運使・提舉等官。常管鹽課。又設分司判官、各場大使・副使等官。分理其事。立法之意、極爲周密。

とあるやうに、運司に在つては運司・分司・鹽課司、提舉司に在つては提舉司・鹽課司に依つて主たる鹽務行政が遂行されて居たのである。而して運司・分司・鹽課司三者は、布政司・府・州縣の關係に比せられる事は既に述べた所であるが、運司が都指揮使司・承宣布政使司・提刑按察司と並立する地方官廳であつた事は實錄の洪武十三年正月癸卯の條に中書省を廢して官制の大改革を斷行した事を述べた中に

外列都指揮使司・承宣布政使司・都轉運鹽使司・提刑按察〔使〕司。……

とある事に依つても明瞭であり、明代に於ては出来る限り地方官の權限を分割して互に牽制せしめ以て特定の一方官に權力が集中する事を防止するため、一省の政治及び經濟・監察・兵馬の事は夫々布政使司・按察使司・都指揮使司が分掌して居り、鹽政を司る都轉運鹽使司は是等と同列ではあるが、產鹽區のみに置かれたため、必ずしも省毎にはなく、權力も前三者に比して著しく小であり、従つてその長官たる運使の官位も低かつた。運使の詳細なる職掌に就いては萬曆揚州府志^{〇卷二}に

都轉運使之職。率寮屬。辦職務。會計盈縮。公聽訟獄。凡事關鹽策。議于同知、參于副使、以入白于御史。而後行。
嘉兩淮鹽法志には更に詳しく

兩淮都轉運鹽使一人。秩從三品。……運使之職、掌兩淮鹽筴之政令。率其僚屬八十有一人。以辦其職務。給引符、表商鹽。督課程。杜私販。聽訟獄。會計盈縮。平準貿易。明其出入。以修其儲貢。亭民陷於水旱流亡則賑恤之、俾無失業。凡興革之事由。所屬者咸質正於運使。運使乃議於同知、參於副使、白於御史、而宣於治境人焉。

と見えて居り、商人に鹽引を給與し、竈戶（製鹽業者）の鹽課（竈戶が官に納入すべき一定額の鹽）を督促し、鹽の私販を防止し、鹽場の訴訟を聽き、鹽課の増減を會計し、行鹽地方（鹽の販賣區域）の需要とにらみ合はせて商鹽の運輸を調節し、商人が運司に納入する餘鹽銀其他の出納を明かにして邊儲若しくは中央への納銀の準備をなし、又竈戶の生活に留意して、災害に際しては救済し、以て失業する事ならしむるなど鹽政に關する殆ど一切の政令を掌攝して居るが、その獨斷專行は許されず、次官たる同知及び副使と合議すべき事が定められて居り、なほその上巡鹽御史に報告の上、政令を治境たる諸鹽場に宣する事となつて居る。かくの如く鹽政官廳の内部に於ても極力權力の一方に集中する事を防止する方策が執られて居り、その事に就いては前記萬曆揚州府志^{〇卷二}にも

上執風紀。下供職掌。國家于治謹政。視前古、不啻密焉。是以總其紀綱、無專擅之吏。明其職掌、鮮越俎之嫌。

と言つて居る。次に分司に就いては明史^{〇卷七}「分副使若副判蒞之。」とあり、嘉兩浙鹽法志^{〇卷二}圖說にも

明置兩浙都轉運使。有同知一員、副使一員、判官二員。又設四分司。以同知領松江。以副使領寧紹。兩判官分領嘉興・溫台。

とあるが普通は判官のみが本廳の運司より出張して居たものと見え、皇明世法錄^{卷二}十九所載嘉靖五年兩淮巡鹽御史戴金の鹽法條約に

有通州・泰州・淮安三分司。各判官一員、以分理其事。

とあり、^{嘉靖}兩淮鹽法志には

判官掌治分司鹽筭之政令。督諸場。使促課程。理積逋。歲巡季歷。

以稽其課之多寡。官之勤惰。而懲勸之。凡阻僭侵漁。悍頑圯族者。

則治之以法。而又以時檢校巡司。杜緝私販。凡竈情・商隱・士蔽・

官邪。得於賭聞。悉達之總司。而入告於御史焉。

とあつて、判官は、分司に駐劄して運司の鹽政を分掌するものであり、

諸鹽場を監督し、竈戸の鹽課納附を督促し、竈戸の逃亡其他の事故に依

る積年の逋課（未納鹽課）を整理し、毎年四季毎に管轄内の諸鹽場を巡

歴して鹽課の多寡、鹽場官吏の勤惰を稽考してその成績に應じて之を懲

勸し、又阻僭（仲買人）が鹽場附近に在つて不當な利益をむさぼつたり

無賴の徒が不法行爲に出たりするのに對しては法の制裁を加へ、又時々

巡檢司（交通の要衝にある警官駐在所）を檢校して私鹽の販賣を杜緝

し、凡そ鹽場に於ける竈戸・商人・官吏等の不正行爲を賭聞すれば悉く之

を運司に通達し、巡鹽御史に申告する事となつて居る。^{萬揚州府志}卷十

にも判官の職掌を記して

判官之職。督諸場課程。理積逋。歲季巡歷。以計其課之多寡、官之

勤惰而懲勸之。

と言つて居るが、之は^{嘉靖}兩淮鹽法志の記述の要點を簡明に述べたものと

見るべきであるが、此の判官の任務はとりもなほさず分司の任務に外な

らず、兩浙の如く同知若しくは副使が分司に駐劄する場合もその任務は

ほど同様とみるべきであらう。次に鹽課司の大使・副使に就いては^{嘉靖}兩

淮鹽法志に

大使・副使之職。掌催辦鹽課之政令。日督總竈。巡視各團鹽戶。落

滴池。修竈舍。築亭場。稽盤繳。旺煎月、雨暘時若、則促令伏火廣積、以待商旅之支給。凡包納・折銀・和土賣籌・虛出通關者。聞於判官。禁治之。

とあり、鹽場に於て鹽課の辦納を督促すべき任務を帯びて居り、それが

ためには、毎日總催（竈戸中より選ばれて鹽課の催辦に當るもの）を

監督し、各團（團は竈戸の他律的自治團體、製鹽は必ず此の團内で行ふべ

き規定となつて居る。之に就いては第二章に詳述する）の鹽戶（煎鹽の盤

繳を存置せる竈戸）を巡視し、滴池（濃厚なる鹽分を含める水を貯へる

池）を潄治し、竈戸の舍屋を修築し、亭場（灰を撒きて鹽分を吸收せし

める場所或は海水を天日の下で蒸發せしめる池）を築き、盤繳（盤及び

繳は何れも煎鹽のナベ。盤は大きく繳は小さい。之に就いても第二章に

詳言する。）の數及び破損等を稽考し、製鹽の好季となり天候よき時は

伏火して多量の鹽を製造して鹽倉に蓄積し、以て開中の商人が鹽の支給

を受けるため鹽場に來るを待つ。凡そ包納（鹽課の請負）折銀（鹽課を

錢又は銀で代納する事）和土賣籌（鹽に土をまぜて賣る事）虛出通關

（鹽課納入が完了して居ないのに納入完了の證書を鹽場官吏が總催に交

附する事）等の、鹽法に關する不法行爲はすべて分司の判官に報告して

之を禁治する。

以上が運司・分司・鹽課司の職掌であるが、これらを總括しての運司な

るものは要するにその產鹽區内に關する全行政を擔當して居り、布政司

府・州縣に對しては行政的に獨立して治外法權的存在となつて居り、鹽

場は鹽課司の管轄に屬し、州縣官の行政權は原則的には此處には及ばな

かつたのである。萬曆四十二年の兩浙巡鹽御史楊鶴の酌議天賜場事宜疏に

竈有竈產。民有民產。民竈各不相關。縣・場各自爲政。

とあり、^{嘉靖}兩淮鹽法志^{附編}官傳に巡鹽御史徐元正の事蹟を述べて

萬曆二十二年。巡長蘆鹽。條奏清查竈地。俾竈無派民差。民無侵竈

地。即竈戶開墾地畝。附近各場。應納糧稅者。聽場官徵解。州縣不

得^〇。侵^〇越^〇、及^〇僉^〇派^〇差^〇役^〇。

とあるのは明瞭にそれを示して居る。かくの如く鹽場は州縣に對して行政上の獨立を保持して居たが、製鹽業者たる竈戶は鹽場に居住する者のみでなく、州縣の行政區域内に田宅を所有する者が多かつたので、竈戶に關しては管轄の二重性が生じその事が幾多の問題を起して州縣と鹽場との關係を錯綜せしめて居る。それに就いては拙稿「明代竈田考」^補の中で多少述べて置いたが更に本稿に於ても第三章で詳しく述べる事とする。

B 竈 戸

宋史^{卷百八十一} 食貨志に

鬻海爲鹽。曰京東・河北・兩浙・淮南・福建・廣南・凡六路。其鬻鹽之地曰亭場。民曰亭戶。或謂之竈戶。戶有鹽丁。

とあり、海水を煎竈して鹽を製造する者の戶を亭戶或は竈戶と言ひ、その丁を鹽丁と言つた事が知られる。明代の文獻に於ても、製鹽業者の戶は普通竈戶と呼ばれたが、その丁は鹽丁と呼ばれる場合もあるが、竈丁と呼ばれる場合が多かつた。章楓山文集の「議處鹽法事宜奏狀」には海濱之民。以煎鹽爲業者。謂之竈戶。

と言つて居り、大明律附例^{卷八}の纂註には

竈丁者竈戶煎鹽之人丁也。

と言つて居る。然し竈丁の名稱は單に海濱の煎鹽業者のみならず、曬鹽業者・井鹽業者に對しても廣く用ゐられたのであつてその例は明實錄其他の諸文獻に疊見して居り枚舉に遑がない。たゞ、河東の池鹽業者に對しては鹽戶・鹽丁・畦丁・撈鹽夫等の名稱が實錄等に數多く見えて居り、竈戶・竈丁の名稱は見當らぬやうである。恐らく竈戶・竈丁の名稱は最

初は實際に竈を必要とする煎鹽業者に對してのみ用ゐられたのであらうが、煎鹽が中國に於ては近代に至る迄最も普遍的な製鹽法である所から、廣く曬鹽業者等も含めて製鹽業者一般を指す名稱として用ゐられるに至つたものであらう。本論文で使用する竈戶・竈丁の名稱も特別の場合を除き廣く製鹽業者を指すものとする。

元末の騷亂に際しては、一般民戶と同様に竈戶の流亡者の多かつた事が察せられるのであるが、浙江の平定を終へた頃から早くも鹽稅に依つて軍備の重要な部分を充たして居た明太祖は、至正二十六年二月張士誠との對峙中に兩淮都轉運鹽使司を設置して兩淮の產鹽區を確保して以來、その經畧の歩がすゝむに従つて各地方の產鹽區に運司或は提舉司を設置して鹽專賣制を實施すると共に製鹽業者たる竈戶の増加を計るための僉充法として種々の方策を用ゐた。^{正長蘆鹽法志}卷六に

明初創立鹽法。設於滄州。置場於近海。置場於近海。編戶於州縣。而僉民爲竈。とあり、實錄の弘治十七年三月丁丑の條に

兵科給事中張弘至。言六事。一。理鹽法。謂。國初籍民爲竈。一。とあり、天下郡國利病書^{卷二}に

國初。沿海竈丁。俱以附近有丁產者充之。

とあり、正德會典^{卷三}に

(洪武二十七年)令。兩浙・兩淮……其事故竈丁。勘實、以附近有田糧丁力相應人戶撥補。

とあり、又同書

(正統元年)又令。兩淮運司竈戶。有死絕充軍者。有司於有力民戶內僉補。

とあり、實錄の成化十年五月丁亥の條に戶部議覆河東巡鹽御史王臣所奏事宜。……河東鹽戶。先年戶部行令各該州縣。歲造丁田文冊。解送運司。查有事故。就令僉補。

とあり、鹽政志^{卷七}所載正德十一年浙江左參政詹鹽・副使高貫の兩人が連名の「均科差議」に

紹興府俱係沿海地方。先年將丁田相應之家。編充竈戶。

とあるなどに依つて、元末の騷亂のうちに失はれた竈戶・竈丁の數を補充する方法として鹽場附近の民戶を僉充する事が廣く天下各地方の產鹽區で行はれた事が窺はれるのみでなく、其後も竈戶・竈丁の事故ある時には附近の民戶を以て補充した事が知られる。然し竈戶・竈丁の僉充は如上の方法のみに依つたのではない。^{崇禎松江府志卷十}所載徐獻忠の新建築江分司記に明初の松江附近に於ける鹽場の事情を述べて

其初。以亭場官^{鹽場官}位卑。而竈皆土著。或有數世擅其利爲豪者。其相使若指臂之應。不能卒運動。故以總司僚佐分督之。

とあり、竈戶は皆鹽場の土著者であり、中には數世に亙つて鹽利を擅にして居る豪族もあり、その鹽場に於ける勢力は牢固として抜き難く、官位低き鹽場官を以てしてはその制馭が困難なるため分司を設け、運司の同知を駐在せしめて之を監督した事を述べて居る。又孤樹哀談^{卷一}には太祖の吳元年以前の事を記したる中に劉誠なる者の建言を載せ

括有淡洋斥而不鹵。裹酋數輩。即爲之場竈。私煮海販。利聚爲大盜。益肆劫掠。劉誠疏其事。請建巡檢司其地。而籍其酋爲驍丁。

令子尙瑾上之。^{上祖}納其奏。

とあり鹽場に盤踞せる私煮・私販の大盜の勢力大にして到底之を除き得ざるため彼等を慰撫してその儘竈戶の籍丁^{驍丁}に編入する事にした事を述べて居る。かくの如く國初僉充された竈戶の中には、官の力を以てしては如何ともしがたき程強勢な力を持つ土豪が居たのであるが、竈戶の中の不穩分子はそれのみではなかつたやうである。實錄の洪武十四年二月癸酉の條に

命刑部、更定律罪煎鹽炒鐵例。凡徒罪煎鹽者。福建・廣西之人。發

兩淮。河南・山東・廣東之人。發兩浙。直隸江南・浙江之人。發山東。直隸江北之人。發河間。湖廣之人。發海北。

とあり、明律五刑之圖には徒刑を説明して

徒者謂人犯罪稍重、拘收在官、煎鹽炒鐵一應用力辛苦之事。^{云々}

と言ひ、徒罪を犯した者はその身柄を官に收容し煎鹽・炒鐵其他一切の苦役に從事せしめる事として居る。此のうち、煎鹽に従事せしめられる者は主として鹽法を犯した者であつたらしく鹽政志^{卷七}所載嘉靖八年兩淮巡鹽御史朱廷立の鹽法疏にも

凡犯鹽法民人徒罪以上者。俱充竈丁終身。

と言つて居る。而して竈戶が徒罪若しくはそれ以上の罪を犯した場合は正德會典^{卷十六}

(洪武二十七年)令。兩浙・兩淮竈戶。有犯笞杖斷決。徒・流・遷徙・雜犯死罪者。止杖一百。仍發煎鹽。

とあるやうに杖一百に止め、右の實錄の記事中に指定されて居る如き他の產鹽區の鹽場に送つて煎鹽せしめて居るが、其後、右會典^{卷十六}に(宣德十年)又令。竈戶犯該徒罪有力者。准納米贖罪。

とあつて有力者の納米贖罪が許可された事もあつたが、その後更に規定が變更されて^{同書}

(正統二年)又令。各處竈丁有犯。俱免納米及調場。笞杖者決。

雜犯死罪與徒流罪者。除歲辦額鹽外。令每日煎鹽三斤。死罪准工五年。流罪准工四年。徒五等各照年限。俱計日煎鹽贖罪。

といふ規定が設けられ、前述の納米贖罪及び調場(他の產鹽區の鹽場に身柄を送る事)がやめられ、徒罪若しくはそれ以上の罪を犯した竈丁はその鹽場に於て、歲辦額鹽(竈丁が毎年官に納入すべく規定された鹽額)の外に毎日三斤の鹽を餘分に煎製する事とし、死罪はそれを五年、流罪は四年繼續する事とし、徒罪は、一年、一年半、二年、二年半、三年の五等の年限に照應してその附加勞働を繼續する事としたのである。

以上述べた所に依つて明瞭なる如く、明代の竈戸は國初以來鹽場附近の民戸より僉充された良民を主體としてゐたがその外に、強力な土豪、罪人等が多數交へられて居り、その點、鹽場行政は國初に於て既に多分の危機を包藏して居たものと言はなければならぬ。

C 團と總催

實錄の洪武十四年正月丙辰の條に

是月。命天下郡縣。編賦役黃冊。其法。以一百一十戶爲里。一里之中。推丁糧多者十人爲之長。餘百戶爲十甲。甲凡十人。歲役里長一人甲首十人。管攝一里之事。城中曰坊。近城曰廂。鄉都曰里。凡十一年一周。先後則各以丁糧多寡爲次。每里編爲一冊。冊之首總爲一圖。其甲中繆寡孤獨不任役者。則帶管於百一十戶之外。而列於圖後。名曰畸零。

とあるのは、明代賦役黃冊の第二回編造を報ずると共に黃冊編造の基礎をなす里甲の組織を簡明に示した有名な記事であり、今更事新しく説明する必要のないものであるが、里甲制度は州縣の民戸を主たる對象としたものであり、州縣とは獨立に鹽課司の管轄に屬する鹽場の他律的自治組織が之と如何なる關聯のもとに行はれたかは頗る興味ある問題である。萬泉州府志^七に

國朝。晉江^{○今の晉江縣}。同安^{○今の同安縣}。惠安^{○今の惠安縣}。各有鹽場畦丁^{○製鹽業者}。鹽課司掌之。晉江曰潯溪場。同安曰浯州場。惠安曰惠安場。場分五團。團有總催一人。秤子一人。團首四人。

とあり、福建運司の潯美・浯州・惠安の四鹽場に於ては、鹽場毎に五團に分れ團毎に總催一人・秤子一人。團首四人が居た事が知られる。然るに^萬惠安縣續志^一には

惠安場鹽課司屬鹽運使司。轄五團。……場之有團。猶縣有都。都十排年。則團十總催也。每催秤子一戶。團首數戶幫當。國初。鹽出於竈。竈丁輸鹽貯倉。總催・秤子兼收。團首輪年看守。謂之次丁。

とあり、鹽場の團は縣の都に比すべきもので、都が十排年の里甲制度を組織する如く、團に於ても總催が十戸有り、各總催毎に秤子一戸、團首數戸が附隨して居て總催の收鹽事務を助けて居た事を述べて居る。又^{嘉靖}浙江通志^八卷十にも

場^{○鹽}。立官一人。大者二人。團立總催十人。

とあつて、團に總催が十人居た事を述べて居り、更に又鹽政志^{卷四}所載嘉靖四年兩淮巡鹽御史張珩題行の兩淮關防條約の團竈の條に

每鹽場、有團、有竈。每竈、有戶、有丁。數皆額設。每團里有總催。即元百夫長。數亦有定。一團設總催十名。每名有甲首。

とあり、團は一名團里とも呼ばれ、一團に總催十名あり、各總催に若干名の甲首なるものが附隨して居た事が知られる。而して總催は元代の百夫長に該當する者たる事が明かにされて居るが、元代の百夫長の「夫」は戶長を指し百夫長は百戶長の義であつて明代の里長に當るものである事は周知の事實であつて、總催が百夫長に該當する事はとりもなほさず、鹽場の自治組織がば里甲制度と同じ型を取つた事を示すものに外ならぬ。團が一名團里と呼ばれ、總催に甲首なるものが附隨してゐた事はその事を強く暗示するものと言はなければならぬ。^萬續山東鹽志^一には

舊例。每十年編審。……其間最殷實者充總秤。即里長也。稍次者充錢頭。即甲首也。

とあり、山東鹽場に於ける每十年編審制を述べて居る。右文中の總秤なるものは蓋し總催秤子を簡約したもので總催自ら鹽課の秤量に當つて居たものであらう。右の記事に鹽場と州縣との自治制度を比較し、鹽場の總秤・錢頭が夫々縣の里長・甲首に該當する事を述べて居るものである。

る。又靖定海縣志^{卷八}にも兩浙鹽場の情況を述べて

縣有里長。場^鹽有總催。縣有甲首。場有頭目。^{云々}

と言ひ、縣の里甲と鹽場の團とを比較し、縣の里長・甲首は夫々鹽場の總催・頭目に該當する事を明かにして居る。頭目に就いては周忱の鹽課事疏に兩浙運司の松江分司諸鹽場に就いて「總催・頭目。一年一代」とあり、又國朝典彙^{卷十六}に

巡撫南畿侍郎周忱……又選殷實竈丁。爲排年總催。其次爲頭目。輪年應當。

と言つて居る。以上の諸書の記事に依つて理解せられる如く、總催（或は總科）は縣の里長に該當するものであり、又縣の甲首に該當するものは鹽場では甲首・團首・錢頭・頭目などと所に依つて異なる名稱を以て呼ばれて居た事が知られる。又實錄の正德二年閏正月辛亥の條に

戶部主事鍾文傑。清理雲南・四川鹽課。條上十二事。……其三。……場^鹽設總催・牌首名目。遞年鹽價。牌首徵之。總甲收之。

とあり、之に依つて四川・雲南の諸鹽場にも總催が設けられて居てそれが一名總甲とも呼ばれて居た事が知られるが、此の記事中に見える「牌首」なるものは兩淮・兩浙・福建各地方の甲首・頭目・團首に該當するものと考へられる。更に又實錄の宣德六年五月戊子の條に直隸松江府知府趙豫の上奏四事を載せ、その中に

有抑配在場^鹽辦鹽者。有總催・鹽甲・頭目。私鹽取財者。

と言つて居るが、右文に見える鹽甲なるものはその名稱から考へても甲首・團首の別名である事が推測され、「總催・鹽甲・頭目」は同一鹽場に於ける三種の役名を述べたものでなく、鹽甲・頭目は同一概念に對して各鹽場に依つて異なる名稱を並べたに過ぎぬと見るべきで、同一鹽場に於て鹽甲の外に頭目という別個の役名が存して居たのではあるまい。畢竟、甲首・團首・牌首・鹽甲・錢頭・頭目は同一役名に對する、各鹽場、

各產鹽區に於ける異なる名稱を示したにすぎず、何れも同じく州縣の甲首に該當するものと見るべきであらう。而して右に掲げた鹽政志其他の諸書の記事に依つて察せられる如く、州縣の里甲に於て見年（その人が役に當つて居る年）の里長一名が見年の甲首十名を率ゐて賦役事務に當り一年宛で交代し十年で一巡した如く、鹽場の團に於ても、少くとも國初に於ては之と同様に、原則的には、見年の總催（或は總科）一名が見年の團首（或は甲首・牌首・鹽甲・錢頭・頭目）十名を率ゐて鹽課催徵の事務に當つて居たものであらう。前記惠安縣續志に「團首數戶」とあり、

又^萬泉州府志に「團首四人。」とあつて團首の數が十人に滿たぬのは明末に於て團の組織が崩れた際の情況を示したものとみるべきであらう。

鹽政志^{卷四}度下^{（4）}に據れば國初に於て規定された兩淮竈戶數は一五、五一六戶で總催は一、二一〇名で兩者の比は約一二・八對一である。之を泰州・通州・淮安三分司に就いてみるに、泰州分司に於ては、竈戶四、七一二戶、總催三八〇名で兩者の比は約一二・四對一であり、通州分司に於ては竈戶四、六三四戶、總催四三〇名で兩者の比は約一〇・八對一であり

淮安分司に於ては竈戶六、一七〇戶、總催四〇〇名で兩者の比は約一五對一である。國初の里甲組織に於ては里の總戶數一一〇戶に對して里長の戶數一〇戶が標準とせられ、その比が十一對一であつたのに比較すると右の兩淮に於ける竈戶數と總催數との比は、正確に之に照應して居るとは言ひ難いが、大體に於て近似の數を示して居るものと言へよう。固より里甲組織に於ても一里百十戶の戶數はその標準を示すにすぎず之が嚴格に守られたわけでない事は既に掲げた實錄の記事に依つても明瞭な所であり、鹽場に於てもその地方の實際的情況に應じて一團の竈戶數及び總催數に多少の過不足があるのは當然と言ふべきであらう。然し明代中期以後一般里甲組織が次第に崩れて行つたのと同様に鹽場の團の組織にも著しい變化が起つたやうである。^萬揚州府志^{卷十}に鹽場の編纂（團の編成）を述べて

每五年一次、編審竈戶。定上中下三戶則。各場總催、俱照原額、選其股實食充。亦五年一換。各總下竈戶、多寡不一、或編二十名、或編三十名。務使竈舍相近、草蕩接連、事畢、造冊備照。殘疾年老、不堪煎辦者、俱開除。寡婦守節、子未成立者、其夫遺課。免辦。見任官、以禮致仕者、舉人、監生及經科舉生員、俱照例優免。

と言ひ、國初に於て十年に一度行はれて居た團の編成が五年に一度となつて居り、從つて總催の數も一團につき五名となつて居り、一團の竈戶も二十名或は三十名(名は戶長の數を示す、從つて二十名は二十戶と解してよい)といふやうに極端に少い數を示すやうになつて居る。故に國初に於て見年の一總催に率ゐられた見年の團首(或は甲首・牌首・鹽甲・錢頭・頭目)十名も四名、五名といふやうな數を示す事も當然考へられる所であり、前に舉げた泉州府志及び惠安縣續志の記事はその事實を示すものに外ならぬ。

以上に依つて鹽場の團が州縣の里甲とほゞ同じ組織を持つ事が明瞭になつたと思ふが、州縣に於て里甲組織を通じて黃冊の編造が行はれたのと同様に鹽場に於ても團の組織を基礎として鹽冊(或は竈冊)の編造が行はれて居たのである。それは、雅正長蘆鹽法志卷六に

萬曆十年。巡鹽御史曹一變題准。長蘆竈地灘蕩、與民間地土疆界混淆。糧差互派。議令該運司、會同有司官、除軍民地已文明及與竈地原不相鄰者、不得再行覆丈生擾。至竈戶四項地畝。吊取黃・竈二冊并鹽法誌書。先查舊對竈地原額若干、灘蕩原額若干、新置民地爲竈產者若干。云々

とあり、正德九年兩浙巡鹽御史師存智の兩浙鹽法疏(卷二)に竈戶の灘蕩(灘は鹽分採取の場所、蕩は煎鹽の草を生育せしめる所)が附近の民戸より侵削された事に對する善後處置を述べた中に

乞、令行各該有司、委公正官員、會同運司。調民・竈二冊。云々

とあり、萬曆會典卷三十四に

各縣編食之時。先行各場。○鹽場備查原額大丁鹽銀若干。見在實徵小丁若干。某戶見有幾丁。每丁實辦銀若干。本戶有田若干。應免若干。仍吊取黃・竈二冊。查對明白。云々

とあり、萬曆泉州府志卷七に

鹽戶憑弘治五年鹽冊實在、爲據。凡各戶加收事產。皆指爲詭寄。革出當民徭差。云々

とあるなどの諸記事に依つて州縣の黃冊(一名民冊)に對するものとして鹽場には鹽冊(一名竈冊)のあつた事が明瞭に知られるのであり、既に舉げた萬曆揚州府志卷十一の編審の記事中にも「事畢、造冊備照。」とある事に依つて鹽場の編審には必然的に造冊が隨伴して居た事が窺はれるのである。

第二章 鹽の生産

A 製鹽法

明史卷八食貨志には明代各產鹽區に於ける製鹽法の要點を左の如く記載して居る。

鹽所ハ產ル不同。○解州之鹽風水所結。寧夏之鹽刮地得之。○淮浙之鹽熬波。川滇之鹽汲井。閩粵之鹽積鹵。淮南之鹽煎。淮北之鹽曬。山東之鹽有煎、有曬。此其大較也。

解州○今の山西解縣の鹽は鹽池の鹽水を烟に導入して天日と風力とを以て凝結せしめるものであつて、之を池鹽と言ふ。宋應星の天工開物卷上にはその製法を述べて

解池ハ○解州之鹽池界ハ○今の山西安邑運城縣・猗氏縣・臨晉縣之間。其池外有

事を述べ、そのうちの前鹽法に就いて

煎法、朔望前後潮退、鹵壤遇烈日、結生白花。刮而聚之。坎地爲池、用茅根底而堅築之。復穴其下一爲井。有竅相通。以蘆管引之。取所聚鹵花、實於池淋。鹹水循蘆管下注井中。投鷄子或桃仁、若浮則鹵可用。別爲土斛甕傍、微高於甕。乃瀉其內。亦引以蘆管。乘高注之於盤。盤編竹加蠟灰爲焉。大盤日夜煎二百斤。小盤半之。

と言ひ、曬鹽法に就いては

晒法亦爲池與井、聚鹵壤之鹹者實於池。別汲海水淋之。滲漉入井。滲盡則幹去舊泥、入新泥。就以井中水淋之。如是者再。則鹵可用矣。乃運井中水注盤中。盤以密石砌治、極堅。爲風吹盪。故廣狹不過數尺、一夫之力、一日亦可得二百斤。凡煎與曬、俱欲風和日暖。則鹵花易結而鹽成。と言つて居る。

閩鹽に就いては 崇禎書卷三十九に

鹽有煎法、有曬法、宋元以前二法兼用、今則純用曬法。

と言ひ、それに續いて、前掲の嘉善山縣志の記事とほぼ同様な、煎法・

曬法に關する説明がなされて居る。又 萬曆漳州府志卷九には曬法を説明して

其地東南瀕海。土人以力畫鹽地爲埕。漉海水注之。經烈日曝即成鹽。與江淮・浙諸場煮海所成末鹽稍異。

と言つて居る。

長蘆 〇今の河北省 鹽に就いては 正長蘆鹽法志卷六に明代の製鹽法に言及し

權採草窰煎辦鹽課者名爲草蕩。斥鹵不毛之地、刮離取土

資以成鹽者名爲灘地・官鍋。

とあつて長蘆に於ても煎鹽法の存在して居た事を傳へて居るが、右書十

一に

萬曆三十六年御史李應科題。……長蘆南北兩所、水陸異運。……

第北之水運甚便。而日曬產肥。……南所陸運最艱而又鍋煎產瘠。とあつて、長蘆の北部諸鹽場には曬鹽法が行はれ、南部には煎鹽法が行はれて居る事を述べて居る。

山東諸鹽場に就いては 萬曆山東鹽志に

運司所轄一十九場。惟八場徵鹽。永利○坐落 利國○坐落 霑化縣 霑化縣 豐民

○坐落 豐國○坐落 四場距海稍近鹽曬於池。其形類。今謂之鹽鹽。霑化縣 霑化縣 霑化縣 霑化縣

是也。永阜○坐落 新鎮○坐落 王家岡○坐落 寧海○坐落 四場距海

不啻六七十里。而遠、鹽熬於盤。其形散。今謂之末鹽。是也。

とあつて明史と同様に煎鹽・曬鹽の二法が存する事を記述して居る。

次に兩浙に就いては太祖實錄吳元年二月癸丑の條に

浙東以竹篾織盤、用石灰・柴灰塗抹注煎煎。……浙西竈戶

自備荒鐵鑄盤。每盤一面、重千數百斤。下用鐵柱、週匝磚石

裝搭。其下砂上海縣・青村○坐落 華亭縣等場曬灰。餘場俱取泥土曬之。

用海潮澆酒。朝曬暮收。五七日間。其土起花。乃入溜淋瀝。

以蓮子試之。鹹者瀝淨三三。然後下盤煎。……

とあり、又 萬曆餘姚縣志卷十に兩浙運司寧紹分司所屬の曹娥場○坐落 餘姚縣の製

鹽法を左の如く記載して居る。

按寧民煎鹽之法、海潮每至沃沙、日暴沙白。用鐵刀刮離聚

老硬石蓮三枚、納筒中探瀾。三蓮橫浮、則極鹹。謂之足蓮。瀾亦謂之頭瀾。二蓮橫浮、次之。若三蓮俱直浮、其瀾薄、不可用。竹盤者、編竹爲盤。中爲三百耳、以篾懸之、塗以石灰。纔足受瀾。然烈焰中、瀾不濕而盤不焦。灼一盤、可煮二十過。近亦稍用鐵盤。

最後に兩淮諸鹽場に就いては弘治運司志に兩淮判官徐鵬舉の言を引いて

淮南富安等二十五場并淮北莞濱、出於煎煮而成。淮北板浦・臨洪・徐濱三場之鹽出於攤曬而成。

と言ひ、弘治以前に在つては淮南二十五場（泰州分司所轄十場、通州分司所轄十場に淮安分司所轄の白駒・劉莊・廟灣・伍祐・新興の五場を加へて淮南二十五場と言ふ。淮水の南にあるからである。）及び淮北の莞濱場は煎煮法を用ゐて居り、淮北の板浦・臨洪・徐濱三場は攤曬法を行つて居る事を述べて居る。然るに嘉靖兩淮鹽法志には嘉靖八年兩淮巡鹽御史朱廷立の言を引いて

淮南二十五場則皆煎。淮北五場則皆曬。

と言つて居り、之に依つて嘉靖年間には淮北五場（板浦・徐濱・莞濱・臨洪興莊團）がすべて攤曬法を行つて居た事が知られる。明代の兩淮に於ける煎煮法及び攤曬法に就いては嘉靖兩淮鹽法志に左の如き詳細なる記述がなされて居る。

應煎日取一池瀾。貯一盤中一煎之。盤四角。搗爲一、織葦欄。

盤上週塗以三層泥。自十二時至亥十時。謂之一伏火。凡六乾。燒出鹽六盤。盤百斤。詰且仍出坑灰。攤曬亭場間。至申四時。候俟鹽花浸入灰內。仍實灰於坑。以取瀾。其試瀾必以石蓮一投之。

瀾中。沉而下者爲淡瀾、浮而橫側者爲半淡瀾。煎之費粗薪。必浮而立於瀾面者乃爲入盤一煎之。頃刻而就將乾。仍投以皂角。○イカチ。數斤。鹽始凝結。至於積灰一則又以年久一爲良。瀾水浸潤。出鹽尤多。然久旱則潮氣下降上燥而鹽不花生。久雨則客水浸溢亭場沾濕、曬灰反致銷蝕。故以灰取瀾必雨晴時若而後鹽始豐。若淮北諸場其取瀾則又有灰淋・土淋之殊。土淋之法以畚鍤とスキ起鹹。潮灘土曬乾。實土池中一注水取瀾。瀾如灰淋法。每甕各砌磚石。爲大甕池。旭日晴霽。挽坑井所積瀾水添入池中曝之。自辰八時速申申四時不煩鑊煮。○ナベ。鑊煮で煮る之力、即可埽鹽以輸官。少陰晦則絕無鹽。

又鹽官志には煎煮法のうち特に採瀾法に重點を置いて左の如く記述して居る。

凡潮汐、上半月以十三日爲起水。至十八日一止。下半月以二十七日爲起水。至初二日一止。潮各以此六日大滿。故當潮大三場皆浸。自初二日・十八日以後潮勢日減、先曬上場次曬中場。最後下場。故上中每月得曬二場（下場）或僅得其一（一の訛）也。凡曬鹽俗曰曬灰。言其土之細如灰也。侵曉先合力用削刀削灰使鬆。口にす隨以碌扒。れうち碌碎更用三篠竿。く竹の削刀削極細。極細。平方擔。潭中海水。以木瓢灑。灑。如雨使之。勻透。曬至三晡時。仍仍以削刀收邊。用板堆。成。一長埂。一防。夜雨。明早仍用翻扒。○推して平かシテ。推。埂使平。更用碌扒。碎之。

篠竿・撥水・夾板・堆聚如前。盛夏二日或三日、秋冬四日、曬方足。冬則西北風尤勝日曬也。先此周築土圈一如櫃。長八九尺、闊五六尺、高二尺深三尺。名曰溜。溜旁即開一井。深八尺。溜底用短木數段平鋪木上更鋪細竹數十根、復覆以柴草、以草灰。然後挑取場灰、填實溜中、用竹踏實、再以稻草覆灰。仍挑潭中海水多澆草上、使緩緩滲入井中、成鹹溜。可汲煎矣。大約一溜之滴、可得二十餘擔。滴之上者視水百斤、加重三十斤。上滴沉下次漸在上。以石連子最重者一粒、次重一粒、又次重一粒、擲中一驗之。上滴則最重者浮。否則最重者沉、次重者浮也。煎用大錢○大ナベ二具・中錢一具。中錢遠於火、停頓冷滴、使熱、遂逐々漸添入大錢。取惜薪也。俗呼滴二。大錢爲一盪、用滴六石、可得鹽百四十斤。大較鹽之盈縮繫乎雨陽、貴賤視乎薪價。以上列舉した諸產鹽區の製鹽法は、細かにみれば、夫々獨特なるものであるが、大きく分類すると天日製法と煎煮法との二種類となる。河東・寧夏に於ける池鹽採取法及び海鹽諸區の攤曬法は前者に屬し、四川・雲南に於ける井鹽製造法及び海鹽諸區の煎煮法は後者に屬する。天日製法は燃料を全然必要とせざるため、生産費低くしてその點甚だ有利であるが、その生産は氣象條件に左右せられる事多く、特に海鹽諸區に現在行はれて居る如き、貯水池・蒸發池・結晶池の三池を経て漸次鹽を結晶に導く天日製法は、廣大なる鹽池と大規模の經營法とを要求するため、明代に於てはかゝる方法行はれて居らず、後述する如き、その大部分の工程が煎煮法と同じである所の、素朴な小規模の方法が行はれて居たにすぎず大抵の海鹽區に於て煎煮法と攤曬法との併存が見られ、兩淮・兩浙等の重要產鹽區に於ては反つて煎煮法が遙かに重要な地位を占めて居たのである。兩淮・兩浙の二產鹽區はその背後に人口の稠密なる南

直隸○今の江蘇・浙江・江西・湖廣○今の湖北等の行鹽地方鹽の消費を控へる重要產鹽區であるが、兩淮のうちでも淮南は特に行鹽地への交通・運輸の便に富みその鹽利は國家財政に寄與する所最も大であつたが、その鹽場附近には粘土の產出なため天日製法は全く行はず、専ら煎煮法が行はれて居たのである。兩浙に於ては現在天日製法を採用して居る鹽場が多いが明代に於ては煎煮法の存在のみが確認されて居り、且つ清代に編纂された慶兩浙鹽法志卷六に記されて居る兩浙諸鹽場の製鹽法が悉く煎煮法である事から考へると明代に於ても煎煮法のみが行はれて居たと推定される。蓋し兩浙の天日製法は近代技術の導入を俟つて始めて可能となつたものであらう。淮北諸鹽場は鹽池を作るに適當なる粘土が得られ且つ氣象條件も淮水以北の海岸地方は雨量少く夏期の氣溫高くして天日製法に適するため既に明代に於て大部分が攤曬法に變化して居た事は既に述べた所である。然し明代の淮北は有力なる運鹽河を缺き清代に於けるが如き行鹽地方への運輸の便なく、淮南に比してその鹽利の重要性は著しく劣つて居た。長蘆・山東に於ては現在天日製法の一式となつて居り、特に長蘆は天日製法を行ふに理想的の條件を具備して居りその將來は極めて有望なりと言はれて居るが、明代に於ては既に述べた如く、未だ煎煮・攤曬の二法が併存して居たのである。蓋し全面的に攤曬法を行ふに足る程その技術が進歩して居なかつたからであらうが、有力な行鹽地方を背後に控へて居ないためそれ程多量の生産を必要とせず、従つてその技術改善の必要も左程認められなかつたといふ事情も十分考慮すべきであらう。福建に於ては明代の或る時期に煎煮法より攤曬法への全面的變化が見られたやうである。それが順調な技術的進歩に依るものか、それとも何か特殊な事情に基くものか明かでない。廣東に於ては少くとも明代に於ては煎煮法の生産能率が攤曬法に比して高かつた事は前に舉げた萬曆新會縣志の記事に依つても察せられる。之を要するに

明代諸海鹽產區に於ける製鹽技術は、現在に於けるが如き天日製法の支配的地位が未だ確立せず、煎煮法・天日製法の併存時代であり、淮南・兩浙等の主要產鹽區に於ては反つて煎煮法が獨占的地位を占めて居た時代と言ふ事が出来る。一方、河東の鹽池は、政治經濟の重心の揚子江下流域への南下が愈決定的となつた明代に於ては、その位置が頗る不利となり、且つ產額も減少したので古代に於けるが如き重要な役割を演じて居らず、四川及び雲南の井鹽はその鑿井に莫大なる費用を要するため生産費高く、之亦言ふに足る程の生産力を示さなかつた。而して海鹽特に兩淮・兩浙鹽が明代に於て決定的な役割を演じたのはその製鹽上に於ける自然的諸條件が他より優越して具備して居たためではなく、その後には廣大にして人口稠密なる行鹽地方を有して居たためであり、淮南・浙西等が舊式な煎煮法に依りながらも他の天日製法の鹽場に勝る役割を演じたのは、その後には老大な人口を有つ行鹽地方が法的強制力を以て確保されて居り、且その行鹽地方に到る運輸の便に富んで居た事に基くものであつた。明代鹽場の研究に於ても淮浙特に淮南・浙西諸鹽場に重點が置かれるのもかゝる理由からに外ならぬ。

さて問題は再び海鹽の製法に戻る。天工開物上には海鹽の煎煮法に於ける鹽分採取の三方法を左の如く述べて居る。

一法。高堰地、潮波不_レ沒者地可_レ種鹽。種戶_ニ鹽料を種_ル各有_二區畫_一。經界。不_二相侵越_一。度_ニ詰朝_一。無_レ雨則今日廣_ニ佈_一。稻麥蘖及蘆茅灰寸許于地上、厭使_ニ平勻_一。明晨露氣衝騰、則其下鹽芽勃發。日中晴霽灰鹽一併掃起淋_ニ煎_一。一法。潮波淺被地、不_レ用_ニ灰壓_一。候_ニ潮一過_一。明日天晴半日晒_ニ出鹽霜_一。疾趨掃起煎_ニ煉_一。一法。逼_ニ海潮深地_一、先掘_ニ深坑_一。橫架_ニ竹木_一、上鋪_ニ席蓆_一、又鋪_ニ沙于蓆之上_一。俟_ニ潮減_一、頂衝過、鹵氣由_ニ沙滲_一下坑中。撒_ニ去沙蓆_一、以_ニ燈燭_一之鹵氣衝_ニ燈_一即滅。取_ニ鹵

水煎煉。

右の三法のうち、第三法は濃厚なる鹵水を得ることが出来ないため、殆ど行はれて居らず第二法も前に掲げた香山縣志の記事に依つて廣東に残存して居た事が確認されるのみであり、淮浙長蘆・山東等に於ては主として第一法が行はれて居たのである。陳椿の熬波圖は元代に於ける浙西の製鹽法を詳述したものとて有名であるが、その中には浙東の製鹽法にも屢々言及して居り、大體に於て兩浙の製鹽法を述べたものと見る事が出来る書であるが、その記述は専ら天工開物に示された第一法に限られて居る。たゞ、浙東に於ては灰壓の法は行はれず、鹽官志の記述に見える如き削土の法が行はれて居る事を述べて「浙東削_ニ土_一。浙西下砂等場止是曬_ニ灰_一。」と言つて居る。之は前に掲げた太祖實錄吳元年二月癸酉の條に「其下砂・青村等場曬_ニ灰_一。餘場俱取_ニ泥土_一曬_ニ之_一。」とあるのに照應するもので明代に入つても浙西に於ては曬灰を主とし、浙東に於ては削土を主として居た事が知られるのである。兩淮に於ては靖_ニ兩淮鹽法志_一に記述する所は天工開物の第一法のみであり、又清朝に入つて編纂された_二嘉_一兩淮鹽法志_一西圖説上に述べる所も第一法のみであることから考へると明代淮南の煎煮法に於ける採鹵法も主として第一法が採用されて居たに相違ない。_二乾_一兩淮鹽法志_一が引く所の鹽官志の記述する削土法は果して淮南の製鹽法を對象としたものかどうか疑はしく鹽官志が浙東の法を述べたものを_二乾_一兩淮鹽法志が不用意に引用したのではないかと思はれる。山東に於ても煎煮法に於ては第一法が行はれて居た事は萬曆年間に編纂された_二嘉_一山東鹽志_一に_二靖_一兩淮鹽法志と同様な灰壓法を述べて居る事に依つて知られる。此の_二嘉_一山東鹽志_一の記事はその大部分が_二靖_一兩淮鹽法志に據つて居る事が明瞭であるが、單なる機械的な引用を避けてよく山東諸鹽場と結び付けて記述がなされて居る事は、此の書の編者が、山東の灰壓法が淮南のそれとほぼ同様なる事を明確に認めた結果_二靖_一兩淮鹽法

志の記事を踏襲した事を示すものと考へられる。長蘆に於てはその煎煮法は浙東の創土法と同様な方法を採用して居た事は前に掲げた正長蘆鹽志^{卷六}の記事中に「刮^シ賺^{ヲリ}取^リ土資^ヲ以^テ成^レ鹽者^ヲ」云々とある事に依つて知られる。之を要するに、鹽分採取の場所を自然の儘に放置せず、人工を加へて我國の鹽田に該當するものを作るのが天工開物の第一法と見て不可なるべく、それが灰壓法・創土法の何れを探るか、その鹽場に於ける土壤の性質如何に依つて決定されたものと見るべきであらう。かゝる鹽分採取の場所は灰壓・創土法の何れを採用するかには無關係に亭場・攤場・灘場・灰場・曬場・攤地・灘地・灘土・灘土等の名を以て呼ばれて居る。そして灰を撒き鹽分を吸收せしめたもの或は粉末にした土に海水を注いで鹽分を附着せしめたものを日光に曬して水分を蒸發せしめる事を曬灰・攤灰などと呼んだのである。この作業はほゞ我國の鹽田に於ける引濱の作業に該當する。引濱作業に於ては毛細管現象に依つて地表に上昇した鹽水が太陽熱のため水分を蒸發して濃厚なる鹽分を鹽田の砂に附着せしめるやうにしたものである。

煎鹽法に於ては右の曬灰法を第一工程として次に第二工程の淋鹵法が来る。天工開物^{卷上}には淋鹵法を次の如く述べて居る。

掘坑二個。一ツ一淺一深。淺者尺許。以竹木一架蘆席于上。一將掃來鹽料^ヲ不^レ論^セ有^ルト^レ灰無^キト^レ皆^ハ同^シ鋪^キ于^ニ席上^ニ、四圍隆起^{シテ}作^ス一^ニ堤^ヲ。中^ニ以^テ海水^ヲ灌^ギ淋^シ滲^ル下^ニ淺坑^ニ。深者深七八尺。受^テ淺坑所^レ淋^ス之^ヲ。然後入^レ鍋煎煉^ス。

右の淋鹵法は我國鹽田に於ける持濱の作業に該當するもので、我國では鹹砂を集め沼井で浸出して鹹水を採取するのであるが、右の淺深二坑の關係は本質上我國の沼井水を濾過する部分と前壺溜する壺との關係に當る。たゞ沼井に比して著しく素朴な形態をなして居り又沼井は鹽田の

表面より高く設けられるものであるに對し、右の淺深二坑は何れも地表下に設けられてゐる所が異なる。嘉靖兩淮鹽法志の記述する淮南の淋鹵法及び靖香山縣志の記述する廣東の淋鹵法は何れも右の天工開物の記述と符合して居るが清朝に入つては淮南の淋鹵法の技術も進歩し、慶嘉兩淮鹽法志^{卷四}圖說上に描かれたる淋鹵の圖を見ると灰池^{○治井に該當する部分}は地表に出て居り、鹵水を貯溜する滴井も上部は地表上に現はれて居て、餘程沼井の構造に近づいて居る。所が例の陳椿の熬波^{熬波圖}に描かれた浙西の淋鹵法の圖は既に沼井と殆ど全く同じ形をして居り、浙東の製鹽法を記述したものと考へられる鹽官志の淋鹵法に於ける溜の構造も、我が沼井のそれに近い。此の點兩浙の淋鹵法の技術は兩淮より一步進んで居たものと考へられるがその原因は今の所不明である。

さて淋鹵の工程に依つて得られた鹵水は、若しそれが濃厚に鹽分を含有一して居ない時は煎煮の際多大の燃料と勞力とを要する故、豫め鹵水の濃淡を試験する法として試蓮^{試蓮}之法がある。之は石蓮を鹵中に投入してその浮沈に依つて鹵の濃淡を知る法で南宋の淳熙年間に始まつたものであるが、既に掲げた太祖實錄の吳元年二月癸丑の條の兩浙製鹽法の記事、曆餘姚縣志^{卷十}の曹娥場的製鹽法の記事、嘉靖兩淮鹽法志、鹽官志の各製鹽記事には何れも此の法の存在を示して居るが、その具體的方法に就いては不明な點が多い。山村學士はこの石蓮を輕石と解して居られるが承服し難い。ツゼートコフ氏は「支那製鹽考」の中に於て滴の濃淡を検する方法として小石を投ずる事を述べて居るが之は同氏が參考とした支那の鹽法書中に見える「石蓮」を誤譯したのではないかと考へられる。既掲各書の記事に就いてみるに鹽官志には「石蓮子」實錄には「蓮子」と言ふ語を用ゐて居り、曆餘姚縣志には「石蓮」と「蓮子」とを同義に用ゐてゐる所をみると「石蓮」は「石蓮子」の略に相違なくそれが「蓮子」とも呼ばれる所から考へると或種の蓮の實である事は疑ひない。前に掲げ

嘉善山縣志^{卷二}の記述する廣東の製鹽法中に試滴の方法として鷄子或は

桃仁を投ずる事が記載されて居る事から類推しても「石蓮」は或種の蓮の實であるが解するのが妥當のやうである。然し之を投入して滴の濃淡を検する方法を細かく具體的に考察すると、既掲各書の記事には矛盾があつて理解に苦しむ。

萬餘姚縣志には石蓮三枚の意、紙何枚の枚ではない

を竹筒に入れ之に鹵水を汲入れて三蓮が悉く横に浮けばその滴は極めて鹹なりとし、二蓮が横に浮けば之に次ぐものとし、若し三蓮が俱に直に浮けば、その滴は薄くして用ふ可からずと言つて居るが、嘉善兩淮鹽法志には、石蓮が沈むものは淡滴となし、浮いて横に側く者は半淡滴となし浮きて滴面に立つ者を鹹滴として居る。又右の餘姚縣志並びに實錄に述べて居る三蓮は同等の比重を持つものとは考へ難いが、三蓮が夫々比重を異にする事に關しては全く説明が缺けて居る。鹽官志には石蓮子の最も重き者一粒、次に重きもの一粒、又次に重きもの一粒を以て滴中に擲つて之を驗し、滴が極めて濃厚なれば最も重きもの浮き、少し濃度の劣るものは最も重きものは沈み次に重きものは浮くと言つて三蓮の間に比重の差異が存する事を明示して居るが、如何にして三蓮にその差異が生じたかを述べて居ない。例の熬波圖にはそれが詳細に左の如く述べられて居る。

要知滴之鹹淡一必用蓮管一秤試。如四蓮俱起、其滴爲上。……管

蓮之法。採石蓮先於淤泥內浸過。用四等滴一分浸四處。最鹹

麴滴浸一處第一等。三分滴浸、一分水浸一處第二等。一半水、一半滴

浸一處第三等。一分滴浸二分水浸一處第四等。後用一竹管盛此四

等所浸蓮子、四放於竹管內。上用竹絲隔一定竹管口、不令蓮

子漾出。以蓮管汲滴試之。視四管蓮子之浮沉、以別滴鹹淡之等。

右の如く豫め濃度の知れて居る四等の鹵水に夫々四箇の石蓮を浸して置けば、自らそれらの石蓮の間に比重の差が出来るわけであつて、此の比重を異にする四箇の石蓮を以て濃度未知の鹵水を試験するのである。嘉善兩浙鹽法志^{卷六}には西溪叢語及び海鹽縣圖經に據つて煎鹽法を述べて居るが、そのうち試蓮法に就いて

試蓮之法。採廣東石蓮用二兩竹管約長六七寸、並縛於細竹竿頭、

分置十蓮於管內。管口用竹絲隔定。採入滴井。滴沃蓮浮。浮

三四蓮、味重。五蓮俱浮尤重。浮取其直。若橫直相半、則味薄。

蓮沈於底、則其味更薄、滴不成鹽。

と言ひ、五蓮の多きを用ゐて細かく滴の濃淡を検して居るが、此の五蓮も夫々比重を異にするものに相違ない。右の記事に於ては石蓮の浮き方は直なるを取ると述べて嘉善兩淮鹽法志の記述と一致する所から考へると餘姚縣志が横に浮くものを極鹹として居るのが誤であらう。試蓮の法は豫め滴の濃淡を検し以て煎煮の際に於ける燃料勞力の空費を防止する點に於て製鹽技術上頗る重要な意義を持つものであり、南宋の淳熙年間に此の法が淮東で發明された時には一躍にして產鹽額を五割増加せしめたと言はれて居る。天工開物がその煎鹽法の敘述に此の試蓮之法を脱落して居るのは大きな缺點と言はなければならぬ。

煎鹽法に於ては右に述べた第二工程の淋滴の次に第三工程の伏火が來る。嘉善兩淮鹽法志には嘉善八年兩淮巡鹽御史朱廷立の言を引いて

淮南二十五場則皆煎。……煎有淋滴・曬灰・伏火之節。

と言つて居る。伏火は蓋し煎煮の意である。天工開物上には煎煮法を左の如く述べて居る。

凡煎鹽鍋古謂之牢盆。亦有二兩種制度。其盆周圍數丈。徑亦

丈許。用鐵者以鐵打成葉片鐵釘捏合。其底平。如孟、其四周高

尺二寸。其合縫處、一經三鹵汁^{スレバ}結塞永無^ス滲漏^ス。其下列^ニ竈^ヲ燃^テ薪^ヲ多者十二三眼。○眼は少者七八眼。共煎^ニ此盤^ヲ。南海有^ニ編^レ竹爲^ル者。將^ヲ竹編成^ス。潤^ニ周^ニ丈、深尺。糊^ニ以^テ蜃灰^ヲ附^ニ于釜背^ニ。火燃^テ釜底^ニ滾沸^ス及^テ成^ル鹽^ヲ。亦名^ニ鹽盆^ト。然不^レ若^シ鐵葉^ヲ鑲成^ス之便^ニ也。凡煎^ニ鹵末^ヲ即凝結^ス。將^ニ是角^ニ○サイカ椎碎^シ和^ニ粟米糠^ヲ二味^ヲ鹵沸^ス之時投^ニ入^ル其中^ニ攪和^シ鹽即頃刻^ニ結成^ス。蓋^ニ是角^ニ結^ス鹽猶^ニ石膏^ノ之結^ス腐^ル也。

煎鹽の鍋には右に述ぶる如く、鐵製のもの、竹を編して蜃灰を塗つて製したるものと二種があり、兩淮・浙西に於ては前者が用ゐられ、浙東・廣東等に於ては竹の產出多きため主として後者が行はれた事は既に述べた所に依り明かである。鐵製のものに二種あり、一つは盤と稱するものでこれは多くの鐵片を組み合はせて作るものであり、その鐵片一つを一角と言つた。一鐵盤は數角乃至十數角の鐵片より成るものであつてその製法は熬波圖に詳述されて居る。兩淮に於ては盤の外に鍋鐵といふ小形の鍋が用ゐられ、之は單一の鐵片より成るものであつた。正兩淮鹽法志には

盤鐵・鍋鐵明初之制……盤鐵器厚而堅、數角始合一盤……鍋鐵則差小而薄。

と述べて居る。鹽官志には煎鹽の際大錢二個と中錢一個とを一組として使用し、中錢は火より遠く滴を豫熱するに用ゐる事を述べて居るが、此の中錢・大錢の關係は我國の平釜式煎煮法に於ける溫め釜と煮晶釜との關係に該當し、かなり高度の技術を示すものであるが、既に掲げた諸書の製鹽記事に依つてみるに此の法は明代に於ては未だ淮浙其他に普及して居なかつた事が察せられ、煎鹽の釜は盤或は鐵を單一に使用する事を原則として居たやうである。

以上は海鹽の煎煮法に於ける生産過程をやゝ詳述したものであるが、

要するに此の法は大體第一工程たる灰壓(之を曬灰・攤灰などとも言ふ)或は削土(之を刮土・取土・刮灘などとも言ふ)と第二工程たる淋滴と第三工程たる伏火との三法より成るものである事が理解される。攤曬法即ち天日製法に於ても、第二工程迄は煎煮法と同様であつたやうで嘉兩淮鹽法志に

若^ハ淮北諸場、其取^ル鹵則又有^ニ灰淋^ヲ・土淋^ヲ之殊^ニ。土淋之法^ハ以^テ番鋤^ヲ○モツコ^ヲ起^シ鹹灘^ヲ。潮灘^ニ土曬乾^ス。實^ニ土池中^ニ注^ス水取^リ滴如^シ灰淋法^ト。とスキ

とあり、萬續山東鹽志も同様の事を述べて居る。右の灰淋は煎煮法に於ける第一工程たる灰壓と第二工程たる淋滴とを一つの熟語に縮約したものであり、土淋も同じく煎煮法の第一工程たる削土と第二工程たる淋滴とを一つの熟語としたものである事が明瞭である。既に掲げた嘉香山縣志二の記述をみても明代廣東方面に於ける晒法(攤曬法のこと)が矢張第二工程迄は煎煮法と同様である事が知られる。結局此の時代に於ける煎煮法と攤曬法との相違は第三工程に在つたわけである。現在關東州・長蘆・青島・台灣等に行はれて居る天日製法は大體、貯水池・蒸發池・結晶池の三池を経て漸次鹽を結晶に導くものであるが、之は各池の面積・土質・落差其他の物理的條件を十分充足せしめた上で始めて技術的に可能となり、且つ計畫的な大經營法を必要とするものであるため、近代技術と近代資本との導入が未だ行はれず經營單位の著しく零細化して居た明代に於ては行はれず、第二工程迄は煎煮法と同様な、素朴にして小規模な方法を執る外はなかつたものと考へられる。第三工程に就いては嘉兩淮鹽法志に

每窰各砌^ニ磚石^ヲ爲^ス大曬池。旭日晴霽、挽^ニ坑井所^ノ積滴水^ヲ添^ニ入^ル池中^ニ曝^ス之。自^レ辰八時^ニ速^ニ申^ニ四時^ニ不^レ煩^ニ鑪煮^ス○ナベ^ノ之^ノ力^ヲ即可^ニ掃^ス鹽^ヲ以^テ輸^ス官^ニ。少陰晦^ニ則^ニ絕^ス無^ニ鹽^ヲ。

と言ひ、^萬續山東鹽志も同様の事を述べて居る。故に淮北・山東等に於ては明代後期には最早結晶池の或るものは磚石を以て砌^たまれて居た事が知られる。^嘉靖香山縣志^{卷二}の記述する廣東の晒法に於ては結晶池は密石を以て砌治されて居る。之は自然石を切つて方形又は長方形にしたものを砌んで作つたのであらう。結晶池を磚石でたゞめば泥土其他の不純物の混合を防止して鹽質を純良ならしめるが、之には莫大なる經費を要するため、現在に於ても長蘆・青島に於ては粘土を固めて結晶池を作つて居り、淮北に於ても粘土製の結晶池が多い事を考へると、明代に於ても結晶池の大多數は粘土を固めて作つた土池であつた事が推察せられ、^嘉兩淮鹽法志或は^嘉靖香山縣志の記載する如き磚石の結晶池は資力ある鹽戶或は商人に依つて極く少數作られたにすぎず、大多數は土池であつた事と思はれ、右兩書の編者は磚石の鹽池のみに關心を持ち、粗末な土池に關する記述を省略したとみるべきであらう。

B 生産手段の所有形態

前節に於て詳述したる所に依つて知られる如く、海鹽の生産手段としては、煎煮法・攤曬法の何れに取つても灰壓或は刨土を行ふ場所（我國の鹽田に當るもの）と淋瀝を行ふ設備（我國の沼井に當るもの）とが必要であり、その外に煎煮法は盤鑑を必要とし、攤曬法は曬池を必要とした。灰壓或は刨土を行ふ場所は淋瀝を行ふ設備をも含めて、亭場・灰場・灰地・攤地・攤場・攤・灘・灘地・灘場・鹵地・砂壇等雜多の名稱を以て呼ばれて居り、曬鹽場に於ては曬池をも含めて如上の名稱で呼んで居た。煎鹽法を行ふ鹽場に於ては、なほ亭場の外に、煎鹽の燃料に用ゐる蘆葦等の草を成育せしめる場所たる草蕩（或は蕩・草場など）も言ふ）を必要とした。煎煮法が最も重要な地位を占めて居た明代淮浙鹽場に於ては、亭場・草蕩の二つが製鹽手段中最も廣大な地面を必要とし、こ

の二つは州縣に於ける一般民戶の田地に比較せられる事多く、五穀が田地に栽培される如く、鹽は亭場・草蕩より收穫されるものと考へられて居た。亭場・草蕩の二つが鹽場に於て如何に重要な役割を演じたかは、有名な沈淮の條鹽政疏^{卷七}に

夫灰場者產鹽根本、與草蕩、皆丁^〇之命脈也。

とあり、陸文裕公文集^{卷七}の擬處置鹽法事宜狀に

夫欲曬土、必有攤場。欲煮鹵、必有草場。

とあり、實錄の正德九年七月戊辰の條に

戶部議覆兩浙巡鹽御史師存智所奏修舉鹽法六事。……其二。灘以淋瀝、蕩以煎鑊。鹽所從出也。

と言つて居る事に依つて明瞭に窺はれる。固より農業に取つて農具が必要缺く可からざるものであると同様に、煎鹽業に取つては盤鑑其他の製鹽用具が必須とされて居た事は勿論であるが、攤場・草蕩は產鹽の根本地としてなほ一層重要視されて居たわけである。

攤場・草蕩は明初竈丁兪充の際官より支給されたのである。霍韜の淮鹽利弊議^{卷七}には

洪武初、給竈丁鹵地。復給草蕩。所以利竈戶者甚厚。

とあり、萬曆四十一年兩浙巡鹽御史楊鶴の永寬商竈疏^{卷七}には

祖制。每丁煎鹽。給有灰場以資攤曬、有草蕩以供樵採。

とあり、^天海鹽縣圖經^{卷六}にも

國朝設鮑郎・海砂・蘆瀝三場鹽課司。……場有團。團有竈丁。丁給

鹵池・草蕩及工本鈔煎辦。

と言つて居る。支給の額は、攤場に關しては^萬溫州府志^{卷五}に兩浙運司溫

臺分司所屬永嘉場に就いて

按。永嘉縣^〇溫州一至五都。以瀕海故、盡占籍爲竈、隸永嘉場。

……每丁分與沙壇一畝。云々

と言ひ竈丁に對し毎丁沙壇(攤場)一畝を分與したといふ記事が見當るのみで其他の諸鹽場に關しては具體的な數字を示す記事が見當らぬ。草蕩に關しては、萬曆杭州府志卷三に杭州府下の諸鹽場に關して

舊制。每竈丁一人。給草蕩九畝或八畝。

と言つて居る。然るに正德華亭縣志卷四には松江分司所屬浦東場に就いて

竈戶三千四百三十丁。共受草蕩六百六十一頃五十二畝七分。每丁一十九畝三分。

と言ひ、袁浦場に就いて

竈戶三千四百六十二丁。共受草蕩三百三十九頃九十三畝一厘。每丁九畝八分一厘八毫八絲。

と言ひ、青村場に就いて

竈戶四千一丁。共受草蕩五百四十六頃四十二畝一分四厘。每丁一十三畝六分五厘七毫。

と言ひ、鹽場を異にする事に依つて竈丁一人當りの草蕩支給額に著しい相違があつた事を示して居るが同一鹽場に於ても右の記事に見える如き畝數の草蕩が竈丁一人に對して平等に支給されたわけではなく、その鹽場に於ける草蕩の總畝數を竈丁の總數を以て除したるものが右の數を示すにすぎぬとみるべきであらう。兩淮に於ては弘治元年兩淮巡鹽御史史簡の鹽法疏に

洪武年間。編充竈丁。每丁撥與草蕩一段。

とあり、草蕩一段を撥與した事を述べて居る。一段は一丘といふに同じく、一筆の土地を意味するに過ぎず、確定的な面積の概念を含まないものであるから、之に依つては撥與された草蕩の額は知り得ない。更に嘉靖四十二年兩淮巡鹽御史徐燠の「議照引給蕩」には

祖宗立政之初。凡有竈丁。每丁日辦鹽一十三斤四兩。而供煎柴草之需。則照引給蕩。多寡不等。

とあつて、竈丁の煎鹽の引數に照應して草蕩を支給する事を原則としては居たが、實際は多寡不等であつた事を述べて居る。國初竈戶の僉充に際しては、或は鹽場附近の民戸を以て充當し、或は元代以來の土著の竈戸をその儘に認め、或は徒罪以上の罪を犯したものを竈戸に編入するなど種々の方法が行はれて居る事は既に述べた所であり、攤場・草蕩の支給などもその時、その所その竈戸に依つてその額は區々であつたに相違なく、元代以來の土著の豪竈などは使用中の攤場・草蕩をその儘支給された事と考へられ、決して均田法的な劃一的支給は行はれなかつたに相違ない。

然らば攤場・草蕩はその所有權に關しては如何に取扱はれて居たであらうか。皇明世法錄卷二所載嘉靖八年兩淮巡鹽御史朱廷立題「開闢草蕩以資貧竈」には

兩淮運司。……額有官蕩八萬一千四百七頃八十一畝。

とあり、正德會典卷三に

(景泰元年)又令。各運司・提舉司及所屬鹽課司、原有山場灘蕩、

供採柴薪者、不許諸人侵占。

とあり、雍正山東鹽法志卷十所載嘉靖十二年長蘆山東巡鹽御史鄧直卿の清灘蕩以補課額疏に

照長蘆山東運司、各竈戶事產地土、係一戶一家所有。皆得典賣承佃、

代辦產鹽。至於各場灘蕩、所以刮土淋滴。草場所以刈草煎鹽。寸土

尺地、皆屬之官。自有界限。例禁不得開耕變賣。

とあり、實錄の嘉靖十三年八月癸丑の條に

直隸巡鹽(按?)御史鄧直卿、條奏地方事宜。……各場灶灘草場、

爲豪強所侵。或轉相貿易。宜清查還官。明立界址。分給各灶。

とあるなどに據つて考へると、攤場・草蕩が官有であり竈戸は單にその

用益權が認められるにすぎなかつた事は一點の疑も容れ得ないやうであ

る。所が嘉靖四十二年兩淮巡鹽御史徐燠題「議照引給蕩」には

祖宗立政之初。……其蕩皆順總挨戶。各有定界。不相假借。與之世守。似恆產然。故竈丁各守其業。辦鹽頗易。

と言ひ、給與せる草蕩の世襲を認める故恒産同様なる事を述べて居る。右の文意はその背後に草蕩の官有といふ觀念が潜んで居る事は明瞭であるが、その官有といふ事は名目上に止まり、事實上は私有に等しき事を此の文の筆者は認めて居るものである。更に正長廣鹽法志卷六には

明初、……樵採草蕩、煎辦鹽課者。名爲草蕩。斤鹵不毛之地、刮鱗取土、盤煎池曬、資以成鹽者。名灘地・官鍋。名雖不同。其爲竈戶所有業一也。

とあり、草蕩・灘地・官鍋がすべて竈戸の所有たる事を認めて居る。更に又鹽政志卷七所載嘉靖八年兩淮巡鹽御史朱廷立の鹽法疏中の「二曰開草蕩」には

兩淮運司竈丁、原有煎鹽草蕩八萬一千四百七頃八十一畝。

とあり、草蕩を所有する主體は竈戸となつて居り、前掲の皇明世法錄二卷九所載嘉靖八年兩淮巡鹽御史朱廷立題「開闢草蕩以資貧竈」に

兩淮運司。……額有官蕩八萬一千四百七頃八十一畝云々

とあるのと完全に矛盾するやうである。しかも此の場合には草蕩の官有なる事が明示されて居るばかりでなく、運司が官を代表してその所有權を行使する事が示されて居るわけである。「額有官蕩……」の「有」の主語は兩淮運司なのである。然るに鹽法疏の「二曰開草蕩」に於ては「原有煎鹽草蕩……」の「有」の主語は竈丁なる事が明瞭である。しかも奇妙なことには此の兩記事の筆者は同じく嘉靖八年兩淮巡鹽御史朱廷立である。そこで「二曰開草蕩」と「開闢草蕩以資貧竈」とをその全文にわたつて比較して見ると互に出入異同あり、兩者の何れを原文と認める事も出來ず、別に此の兩者の據つた原文があつた事が推定されるが、それは今日に傳はつて居ないやうである。然し鹽政志の編者は朱廷立であるか

ら同志に採録されて居る鹽法疏は、正に己の上奏文を己の編纂した書に掲載したわけであり、編纂の際原文を縮約改變する事は行はれたであらうが、その文意にはさしたる變化はなかつたものと考へるのが穩當であり、兩淮巡鹽御史たる朱廷立自身は草蕩が竈戸の所有にかゝるものと考へて居た事はほゞ確實であらう。世法錄の「開闢草蕩以資貧竈」中に「官蕩」の文字が使用されて居り且つ「額有官蕩」の「有」の主體が兩淮運司となつて居るのは、世法錄の編者陳仁錫が採録の際改竄を加へたものと考へられ、明末の史官陳仁錫は鹽場の草蕩が官有なりと考へて居た事を示すものであらう。

かくの如く攤場・草蕩の所有權に關しては、一方にその官有が強く主張されると共に他方に於ては或程度迄竈戸の所有權を承認せんとする思想の存在が認められる。竈戸が正當に鹽課の辦納に服する限り、支給された草蕩は回收される事なく代々その竈戸に所屬する事は竈戸の私有權を或程度迄承認したものに外ならぬが開墾・典當・承佃・賣買が禁ぜられて居た事は、その私有權が部分的なものであり、その他の部分の所有權が官に在る事を示すものに外ならず、畢竟攤場・草蕩の所有權に關しては官がその權利の下層を所有し、竈戸はその上層を所有するとも言ふ外はないであらう。

次に煎煮法に於て重要な役割を演ずる盤鐵・鍋鐵に就いては太祖實錄丙午三六六年AD一春二月己巳の條に兩淮運司の設置を述べてその中に

其法。灶戶自置灶房。官給鐵角。或一二角。或三四角。指盤成盤。

とあり、灶房○灶戶の略字の自辨とし盤鐵は官給なる事を述べて居る。然るに同じく太祖實錄吳元年二月癸丑に兩浙運司の設置を述べ

たる中に、浙東に於ては竹篾を以て盤を織る事を記載し、ついで

浙西竈戶、自備荒鐵鑄盤。

と言ひ、浙西の盤鐵は竈戸の負擔となつて居る。更に實錄の洪武二年十二月の條には山東運司及び北平河間運司○後の長の設置を述べたる中に

は

其法。皆竈戸自備器皿煎煮。

とあり、器皿は恐らく煮鹽の鍋を指すものと考へられるが、之亦自辨である。故に兩浙・長蘆・山東等に於て竈戸自置の鑿鐵或は鍋鐵は竈戸の私有であつたに相違ないが、兩淮の官給鑿鐵は果して如何であつたらうか。既に述べたる如く兩淮はその背後に廣大にして人口稠密なる行鹽地を控へて居て鹽利莫大なるため生産力確保の要求が痛切なる所から政府は特にその鑿鐵を官給としたものであらうが、雍正兩淮鹽法志には

鑿鐵鍋鐵、明初之制。其造作動支運庫錢糧、鼓鑄鑿鐵。器厚而堅。

數角始合一鑿。發給各場竈戸團煮。團煮者衆竈戸糾合團聚而共用此鑿鐵輪煎。非一竈一丁之所有也。鍋鐵則差小而薄。每竈戸給發一口。

とあり、鑿鐵は一團の竈戸が共用し一竈戸一竈丁の所有に非ざるも鍋鐵は竈戸毎に一個宛給發したと述べて居る。然らば鑿鐵は團の共有であり、鍋鐵は竈戸の私有であつたらうか。萬揚州府志卷十 恤竈事宜には

官鑿。嘉靖六年。御史戴金題准。行委運司估計。每角用鐵二千斤、連鑄造工價、約用銀二十六兩。云々

とあつて鑿が官有なる事が示されて居る所から考へると鑿鐵も主張官有であるとする外なく、恐らく鑿鐵・鍋鐵は鹽場の設備器具として官有に屬し、最初竈戸は單にその使用が許されるに過ぎなかつたと考へるべきで、その用益形態に於て鑿鐵は一團共用の形を示し鍋鐵は單獨使用の形を示したにすぎぬであらう。然しその團或その竈戸が永續して煎鹽に従事する場合は夫々鑿鐵或は鍋鐵は回收される事なく用益權が認められたであらうから永く用益權が繼續して居るうちには、その鑿鐵或は鍋鐵が官有なる事を認めつゝしかも一方に於てその團或は竈戸の所有に屬するといふ二重觀念の發生も可能であつたらう。雍正長蘆鹽法志卷六に明代の鹽

法を述べて

樵採草蕩、煎辦鹽課者。名爲草蕩。斥鹵不毛之地、刮鹵取土、鑿煎一也。池曬、資以成鹽者。名爲灘地・官鍋。名雖不同。其爲竈戸所有業

とあるのはその可能性を示す一例である。長蘆運司に於ては明初煎鹽の鍋は竈戸の自置とされて居た事は既に述べた所であるが、右の記事でみると其後官給の鍋もあつた事が知られ、それが官鍋と呼ばれて所有權が官に在る事が明示されながらも、竈戸の所有を認めるといふ二重の概念を含んで居るのである。兩浙に於ても、鑿鐵・鍋鐵が必ずしも竈戸の自置ばかりでなかつた事は萬溫州府志卷五に

永嘉縣一至五都。以瀕海故、盡占籍爲竈、隸永嘉場。……每丁分與沙壇一畝。仍官給鐵鍋・牢鑿一口。云々

とある事に依つて知られ、此の場合に於ても鐵鍋・牢鑿の所有權に關しては長蘆に於けると同様な事が言へるのではなからうかと思ふ。

要するに主要な製鹽手段たる攤場・草蕩・鑿鐵・鍋鐵の所有形態は官有と私有との二重觀念を包含する場合多く、官有・私有を矛盾概念として二者擇一的態度を執る事が必ずしも妥當でないことを示す例證となる點に於て注目すべきものであらう。成化年間に始まる餘鹽の私賣は竈戸の階層分化を次第に顯著ならしめ鹽商資本の鹽場侵入と相俟つて鹽の生産手段に對する官有觀念を稀薄化して行くのと逆比例に私有觀念を強化して行く。そのことについては第四章Bに於て詳説する。

C 生産組織

海鹽の生産手段としては攤場・草蕩・鐵鑿の三者が最も重要なものであるが、之等のうち攤場・草蕩は竈丁各自に分給されて居た事は前述の如くである。従つて海鹽生産に於ける第一、第二の工程即ち攤灰・淋瀝

は竈戸の戸を生産の單位として居た事はほゞ疑のない所である。所が煎煮法の第三工程は團を生産の單位として居たやうに考へられさうな史料が存在して居る。正 兩淮鹽法志には

明初之制。……動支運庫錢糧、鼓鑄鑿鐵。……發給各場竈戶團煮。團煮者衆竈戶糾合團聚、而共用此鑿鐵輪煎。非一竈一丁之所有也。とあり、正德十二年鹽法都御史監章題「聚團煎辦」には

每一場分幾團。一團分幾戶。輪流煎辦、以納丁鹽。……但不在本團煎辦者。即是私鹽。就便拿問。此是舊規。

とあり、鹽政志七所載戴金の鹽法疏には

照得、通・泰・淮三分司所屬富安等場。立法之初。鼓鑄鑿鐵。令竈戶團煎煎辦。蓋欲使一夫一婦力量弗支者。協力興工、輪流火伏。有強弱相均之義。有守望相助之理。

と言つて居る。これらの史料は一寸見た所では煎煮が團の共同生産を必要とした事を示して居るかのやうである。然し私はさうではあるまいと考へて居る。それは、右二史料に見える「輪煎」或は「輪流煎辦」と言ふ言葉が、團全員に依る鐵盤の同時的使用を意味せずして繼起的使用を意味して居るからである。詳しく言へば、鐵盤を生産用具として團全體の共同作業が行はれたといふ意味ではなく、團内の竈丁達に依つて同一鐵盤が順繰りに使用された事を示して居るにすぎないのである。嘉靖五年兩淮巡鹽御史戴金の鹽法條約には

各鹽課司總催竈丁多寡不一。每一丁。辦大引鹽十引。各自曬灰淋滴、秋草煎鹽。二三四人共一盤鐵。或五六人共一盤鐵。

とあり、一盤の煎鹽操作は二三人乃至數人の共同作業を以てすれば事足りる事が知られ、決して一團の協力を必要とするものではない。鹽政志卷四制度下の條に記載する所に據れば兩淮に於ける國初原設の竈戶一萬五千五百十六戶、竈丁三萬八千五十丁、總催一千二百十名で鑿鐵は二千七

百十五角餘である。鹽政志は右の條に於て「每一盤鐵四角」と言つて居るから二千七百十五角は鐵盤約六百七十九個となり、竈戶に對しては約二十三戶につき一個、竈丁に對しては、約五十六丁につき一個となる。又「一團設總催十名」と言ふ記載に従ふと總催一千二百十名は百二十一團の存在を意味するから、六百七十九個は一團あたり約五・六個となる。故に大體一團内に五個乃至六個存在する鐵盤を一團内の竈丁が順次使用して居たわけであり、一個の鐵盤を五十六丁が毎回二三人乃至五六人宛順繰りに使用して居たのである。實錄卷隆慶二年十一月丁巳の條に

總理江南屯鹽都御史鄧應龍、條上鹽法四事。……一清弊端。言。私販由于私煎。……宜復國初團煎之規。酌仕居遠近。每場就便立舍。數區官置鑄盤。安聚壯戶。俾爲保伍、使相覺察。運司官仍不時按籍稽査。有犯者、處以重法。戶部覆從之。

とあるのに據つて考へると國初に於ける團煎は一團の占める土地を數區に分ち各區に鑄盤一個を置いた事が知られる。煎に鹽政志卷四制度下の記載に従つて算出した鐵盤の數は一團あたり五・六個となつて居るから、團を數區に分ければ一區あたり大體一個となるわけである。「官置鑄盤」の鑄盤は鑄鐵と鐵盤との二つを指すのではなく恐らく鐵盤の意味に使用したものと考へられる。

以上述べた所に依つて明瞭なる如く、所謂團煎なるものは團が生産の單位となつて居たと言ふ意味ではなく、一團内の數箇所に官が設置せる鐵盤を竈丁が順次使用した事を意味するにすぎず、一時に一鐵盤を使用する竈丁の數が二三人乃至五六人にすぎなかつた事から考へると生産の單位は依然として原則的には戸に存して居たに相違なく、往々にして二三戸の協同作業も行はれたであらうが、一團の協同生産は到底行はるべくもなかつた事が知られる。後に詳述する所に依つて明かなる如く鹽課は、丁に對して割當てられて居るが、戸内に於ける生産は常に共同の形を執つたに相違ないから、生産の單位は矢張丁にはなくて戸にあつた事は

疑を容れ得ぬ所であらう。

故に團の存在意義は政治的社會的方面にあり、鹽課の徵收と私鹽の防止とが團の主要な任務であつた事が今迄述べ來つた所に依つて知られるのである。前記「鹽法條約」には

各場置立嚴經一扇。順總牌甲。第幾總催某人名下、甲首幾十名。計開某人某人額鹽幾引。五日一次、將該納鹽幾引。擔赴本場。聽候收鹽。官吏・總催眼同。竈丁以次唱名。用官降木桶盛鹽。每桶二百斤、爲一小引。擡至廩上堆放。散與木籌收執。收鹽畢、照籌算數、就於嚴經簿內、寫某年月日收鹽幾桶。用印鈴蓋。給與小票一紙執照。每一總堆、放做一廩。各自看守支放。該場總催收完正鹽、出給通關。次年二月中、運司類總造冊。齎送戶部奏繳。聽候勘合至日、派商關支。

とあり、鹽課催納が團の組織を通じて施行されて居る有様が手に取るやうに窺はれる。萬惠安縣續志卷一にも

惠安場鹽課司、屬運使司。○福建運司轄團五。……場之有團、猶縣有都。都十排年、則團十總催也。每催秤子一戶、團首數戶、幫當。國初、鹽出於竈。竈丁輸鹽貯倉。總催・秤子兼收。團首輪年看守。謂之次丁。商納價運司給引。赴場受鹽。般運至省發賣。と言つて居る。所が萬溫州府志卷五には

永嘉縣一至五都、以瀕海故、盡占籍爲竈、隸永嘉場。○兩浙運司溫台分司に所屬……區分二十四團。總催八十名。分立八扇。每扇歲一人徵收課鹽。貯之倉場。俟商人執引。

とあり、總催の鹽課徵收が一團のみを對象とせずして團を約三個合した扇なるものを對象として居る。之は國初の團の組織が崩れたためか或は何か永嘉場の特殊事情に基く例外的事象を示すものと考へられる。

かくの如く團の組織を通じて徵收された鹽課は右の諸記事にみられる

如く鹽場の鹽倉に貯藏されて商人への支給を待つのであるが、鹽倉は官倉とも呼ばれ、官が鹽場に設置したものであり、正兩淮鹽法志には明代の鹽倉を述べて

使煎辦官鹽、堆貯官倉、以待商支。

と言つて居る。

私鹽防止に於ける團の役割は既に引用して置いた實錄の隆慶二年十一月の條の記事中に

宜復國初團煎之規。酌灶居遠近、每場就便立舍、數區官置鍋盤。安聚灶戶。俾爲保伍、使相覺察、運司官仍不時按籍稽查。有犯者、處以重法。

とあるやうに、煎鹽の所在を明瞭ならしめて監督を容易ならしめると共に團の成員たる竈戸をして互に私鹽の覺察を行はしめる事であつた。

團煎の組織は弘治・正徳の交から次第に崩壞に向ひそれに伴つて生産組織にも變化が生ずるのである。それに就いては改めて第四章に詳述する。

D 正鹽と餘鹽

明初に於ては鹽の生産はすべて官の嚴重なる監督の下に行はれ、竈戸は一定額の鹽を鹽場の官倉に納入する義務を負うて居た。之を正額鹽、或は略して正鹽、額鹽などと言ひ、一般民戸の稅糧に對しては鹽課とも言つた。而して竈丁が正鹽の生産に従事する事は民丁の雜泛差役に該當して居たので、竈丁に對する雜役は免除される事を原則とした。(8)兩淮に於ては洪武の初には竈戸の一戸に對して三十引の鹽課が割當てられて居たやうである。實錄の洪武二十三年正月甲午の條に

監察御史陳宗禮言。兩淮鹽場煎辦鹽課。其役不均。竈戸、有一丁而辦鹽三十引者。有七八丁亦辦鹽三十引者。今宜計丁煎辦。每丁歲額大引鹽十引。每引重四百斤。從運司覈實丁口、編冊在官。每歲驗其

老壯以爲増減。其有死亡事故者即爲除額。上可其奏。命戶部定議。各場竈戶每丁歲辦小引鹽十六引。每引重二百斤。

とあり、竈戸は戸内の丁數の多寡に拘らず、一戸に對して歲額大引鹽（大引は四百斤）三十引を賦課されて居たのが洪武二十三年正月に至り、賦課の單位が丁に移り每丁小引鹽（小引は二百斤）十六引を納入する事に決定されて居る。兩浙に就いては實錄の洪武十三年二月癸丑の條に

兩浙都轉運鹽使司運使呂本言。……有丁產多而額鹽少者。有丁產少而額鹽多者。

とあり、鹽課は矢張戸に割當てられて居たやうであるが、その額は區々で、丁産に對して不均衡であつた事が知られる。然し洪武二十三年に至ると兩浙に於ても兩淮と同様に一丁の歲辦額鹽は小引鹽十六引と決定された。實錄の洪武二十三年正月の條に

先是、兩浙有復鹽工丁。始皆民籍。後以竈戶事故、自承辦鹽。其餘車丁・火丁戶籍、初于竈戶內認充。工丁煎辦鹽課。仍應民差。至是並令派入竈戶。計丁辦鹽。每丁小引十六引。復鹽工丁減其半。

とあり、兩浙に於ては煎鹽に従事する者には一般竈丁の外に復鹽工丁及び車丁・火丁等があり、復鹽工丁はこれ迄民籍に屬し、鹽課を煎辦すると共に民差にも應じなければならなかつたのを此時竈籍に編入し、車丁・火丁等は最初より竈籍に入つては居たが竈丁とは別個の取扱ひを受けて居た事が知られる。右の實錄の記事は文意がやや曖昧であるが、「每丁小引十六引」とあるのは竈丁に對する歲辦額鹽で工丁に對するそれではない。正德會典^{卷三}十六に

（洪武）二十三年定。兩淮兩浙各竈戶。每丁歲辦小引鹽十六引。引重二百斤。復鹽工丁半之。其餘工丁四引。

とあり、兩淮・兩浙の鹽課は竈丁小引鹽十六引、復鹽工丁八引となつて居り、なほ「其餘工丁四引」と記載されて居る。「其餘工丁」は實錄に言ふ所の車丁・火丁等を指すものと見る外はない。實錄の吳元年二月癸

丑の條には兩浙に就いて

竈戸之外。復有柴丁・車丁・火工。驗丁煎辦有差。

とあり、柴丁・車丁・火工は一般竈丁と區別されながらもなほ若干の鹽課納入の義務を負うて居る。柴丁は燃料にすべき草蕩の蘆葦を刈るもの、車丁はその燃料を車に積んで竈房に運搬する者である事は陳椿の熬波圖を見ても容易に理解せられる所であり、火工は火丁と同義にして煎鹽竈の燃薪に當る者なるべく、何れも不熟練工として製鹽補助者たるの地位にある者であるから、熟練工たる竈丁の鹽課よりは遙かに少額の四引を課せられたものとみるべきであらう。兩淮に於ても竈丁の外に兩浙の復鹽工丁或は火丁・車丁等に該當すべき製鹽補助者が居たに相違ないと推定されるが、それに關する史料は見當らぬやうである。

山東及び長蘆に於ては淮浙とは若干趣を異にして居た。實錄の洪武二十一年十二月の條に山東・北平河間^{長蘆}二運司の設置を述べた中に

其法。皆竈戶自備器皿煎煮。每丁歲辦鹽四引。地每畝辦鹽一十六斤。車一輛辦鹽二百斤。牛驢每頭辦鹽一百斤。

とあり、丁に對する歲辦額鹽は大引鹽四引で淮浙より遙かに少いが、地に對して每畝十六斤、車に對して每輛二百斤、牛驢に對して每頭百斤の額鹽が課せられて居る。^{雍正長蘆鹽法志}卷六には

明初、……查有瀕海司地土、區分界畫、量給竈戶、以爲恒產者。名爲竈地。樵採草蕩、煎辦鹽課者。名爲草蕩。斥鹵不毛之地、刮蘆取土、盤煎・池曬、資以成鹽者。名爲灘地・官鍋。名雖不同。其竈戶所有業一也。然竈地・灘・鍋止辦鹽課。絕無民糧。

とあり、竈地・草蕩・灘地等はすべて鹽課を辦納するものとなつて居る。然し草蕩・灘地が鹽課を辦ずるといふ事と竈地が鹽課を辦ずるといふ事との間には差別が存するものと考へられる。草蕩・灘地等は重要な生産手段として竈丁の鹽課辦納の基礎をなすものであるが、草蕩・灘地そのものが直接鹽課の對象となるのではない。所が竈地は竈戸に給與せ

られた耕地であり、そこでは製鹽と直接關係なき穀物の栽培が行はれる。従つてその地からは當然税糧が徴收されねばならぬが竈地の管轄官廳は州縣ではなく鹽課司であるから、税糧の代りに鹽課をその地の畝數に割當て、徴收するのが便利な場合が多い。太祖實錄の吳元年二月癸丑の條に兩浙運司の設置を述べた中に

每田八畝、辦鹽一引。田入鹽籍。謂之鹽田土。

とあり、鹽田土(竈戸の食料を贍給する目的を以て竈戸に給して耕作せしめる田土)の税糧を鹽課に振替へ八畝につき大引鹽一引を徴收して居る。實錄が長蘆に就いて言ふ所の「地」は此の鹽田土に該當するものと考へられ、雍正長蘆志の「竈地」を指し、草蕩・灘地とは別個のものと思はれる。

福建運司に於いては萬曆福州府志卷三に竈戸一丁の額鹽を述べて

日辦鹽一斤四兩。積三百六十日、爲一引四百五十斤。以入于倉。

とあり、福建に於ては一引を四百五十斤として居り、竈丁の歲辦額鹽は四百五十斤一引であつた事が知られる。廣東・海北二提學司に就いて

は萬曆廣東通志卷七に

國朝。洪武二年。設廣東・海北二提學司。額發大引鹽七萬三千八百

九十五引三百斤。繼定日課鹽法。每竈戸、日辦鹽三斤。夜辦四兩。

計一年三百六十五日。得鹽一千一百八十六斤四兩。每二百斤、折一小

引。計五引零一百八十五斤。每引加耗鹽五斤。共三十斤。得六引零

十五斤。謂之全課。……其鹽、不分生熟、課皆同。至天順五年。……

又定熟鹽場分。每丁止辦二引。爲用柴之故。生鹽場分。每丁辦或

三引四引有之。爲日晒省用之故。

とあり、國初に於ては每竈戸の歲辦額は小引鹽六引十五斤とされて居たのが天順年間に至ると熟鹽煎煮法に依るもの場分では每丁二引、生鹽天日製法に依るもの場分では每丁三引或は四引となつて居り、熟鹽場分は燃料費を要するた

め額鹽が少くされた事が知られる。故に天順年間には燃料となるべき草柴を生育せしめる草蕩が何かの事情により竈戸の手を離れて居た事が窺はれる。四川に於ては萬曆潼川州志卷七に景泰年間にはける四川提學司の鹽課を述べて

每丁歲辦八引。每引二百斤。較之國初。灶戸在籍者。惟以戶計。至

是則盡括灶丁。爲定額。

とあり、每丁の歲辦額は小引鹽八引となつて居り、國初に於ては戸が鹽課の對象となつて居たのが此の時に至り丁に移つた事が知られる。戸から丁への移動が全國的趨勢であることはこれまで列舉した諸史料に依つて理解されるが、鹽課に於ては賦課の對象が、主として勞働力の擔ひ手たる丁であるべきは當然である。これが國初に於ては行はれず、戸が對象となつてゐたのは、鹽場に於ける政治力が戸數の把握に止まつて戸の内部の丁數把握にまで浸透しなかつたことを示すものと思はれる。政治力の浸透と共に丁數調査が行はれ、それに伴つて戸より丁への變化が起きたのであらう。

以上、各運司・提學司に就いて竈戸若しくは竈丁の歲辦額鹽を、出来る限り數字を以て示したが、これらを比較してみると淮浙の額鹽が他に比して著しく重かつた事が知られる。これは淮浙がその老成なる行鹽地の需用を満たすために多量の鹽を必要とした事と淮浙鹽場が他の鹽場に比して設備が勝れて居り、竈丁一人當りの生産額が多かつた事に基くものと思はれる。尤も淮浙に於ても、既に掲げた、實錄の洪武二十三年正月の條に見える如き竈丁の歲辦額鹽十六引といふものが明一代を通じて確定して居たわけではない。實錄の宣德二年十一月丙申の條に

兩淮都轉運鹽使司判官楊陵奏。本司所屬富安等二十九場鹽課司。歲辦小引鹽七十萬五千一百八十引。灶戸每丁歲納鹽二十引。引重二百斤。

とあり、鹽政志^七所載弘治元年兩淮巡鹽御史史簡の鹽法疏に

竈戶每丁歲辦大引鹽十引。

とあり、嘉靖六年兩淮巡鹽御史戴金の鹽法條約⁸⁹に

每一丁、辦大引鹽十引。……每一日該煎鹽一十三斤。

と言つて居る所から考へると宣德より嘉靖に至る時期には大引鹽十引（小引に換算すれば二十引）を以て竈丁の歲辦額鹽として居た事が知られる。更に降つては、實錄の隆慶元年三月甲申の條に

巡按直隸御史蘇朝宗、條奏鹽法六事。……灶丁貧富不一。今九則編派之法。自四引起、至二十引止。皆以耦起數。甚於貧灶不便。宜兼用奇耦之數。下下丁、以三引四引起算。下中丁、以五引六引起算。至於止三則。則更加一算。如（自）十五引至二十三引而止。辦事產之厚薄。分丁力之壯弱。斟酌損益。務使灶丁人得其平。

とあり、竈戶の事產丁力を考慮して竈丁を上上・上中・上下・中上・中中・中下・下上・下中・下下の九則に分ち夫々に二十一引乃至二十三引、十八引乃至二十引、十五引乃至十七引、十三引乃至十四引、十一引乃至十二引、九引乃至十引、七引乃至八引、五引乃至六引、三引乃至四引の額鹽を割當てた事が知られ、國初以來行はれ來つた所の、竈丁に對する均一的賦課法が改正されて居る。兩浙に於ても、^正德華亭縣志^四には浦東場・袁浦場・青村場の每丁額辦鹽を夫々大引鹽三引一百八十二斤六兩、二引二百一十斤三兩、二引二百四十斤一兩五錢と記載して居り、又^嘉靖上海縣志^二には

縣下下沙場。今分爲三場九團。……每丁給蕩一十八畝五分。鈔二貫六百八十文五分。辦鹽二引二百七十二斤三兩二錢。

と言つて居り、^嘉靖浙江通志^八には

今爲鹽場仍三十有五。團仍五百有一。丁一十六萬五千五百七十有四。率三人而輸一人之課。

とあり、竈丁一人當りの額鹽が著しく減少して居る事が知られる。これ

は兩浙に於て農竈兼業の竈戶が次第に増加し、一丁當りの製鹽能力が低下した爲と考へられるが、それに就いては更に後に再言する。⁹⁰

さて普通の竈戶は鹽場に在つて額鹽の煎辦に従事する者であるが、煎鹽の勞務は苛烈で他の農耕等に勞働力を割く餘地乏しきため、額鹽の無償納入は竈戶の生活を困難に導く故、政府は額鹽の量に應じて一定の米穀若しくは錢鈔を交附して竈戶の生活を保護するといふ政策を執つた。これは現在日本の鹽專賣に於ける賠償金にやゝ類似するものであつて、元明時代では之が工本と呼ばれて居た。太祖實錄の丙午^{三六六年}二月己巳の條に兩淮運司の設置を述べた中に

歲辦鹽三十五萬二千五百九十引。每引重四百斤。官給工本米一石。とあり額鹽一引^{〇大}に對して工本米一石を給することゝして居る。更に實錄の洪武十三年二月癸丑の條に

兩浙都轉運鹽使司運使呂本言。……國初委官稽考。仍依舊額輸官。以四百斤爲一引。官給工本米一石。以米價低昂爲準。兼支錢鈔。以資竈民。

とあり、兩浙に於ても額鹽一引^{〇大}に對して工本米一石が給せられて居た事が知られるが、それは恐らく吳元年二月に兩浙運司が設置された時からのことであらう。そして右の記事に依つて工本は必ずしも米に限らず、米價の低昂を斟酌して、米價の低き時には錢或は鈔を兼支して竈戶の生活を保護した事が窺はれる。更に降つて實錄の洪武十七年正月辛亥の條には

戶部尙書栗恕言。兩淮兩浙鹽。每引官給工本鈔二貫五伯文。河間・廣東・海北・山東、八伯文。四川七伯文。福建每引上色者七伯文、下色者六伯文。煎鹽之力則一、而工本鈔有不同。今擬、淮浙工本如舊。河間・廣東・海北・山東・福建・四川、每引均給鈔二貫。從之。

とあり、此時迄には工本が全額、鈔を以て支給されて居た事が知られると共に産鹽區の重要性の程度に従つて一引に對する工本鈔にも差等が設けられて居た事が窺はれる。淮浙を除く他の運司・提舉司に於ける工本も洪武初年その運司或は提舉司が設置されたと同時に支給され、最初は淮浙と同様に米を支給された事と思はれるがその額數は明かでない。

かくて洪武十七年に工本鈔は兩淮・兩浙每引二貫五百文、河間・^{○後}廣東・海北・山東・福建・四川每引二貫と決定されたわけであるが、鈔は洪武初年には一貫が錢千文或は銀一兩の價值を持して居たが、其後濫發のため次第にその流通が停滯し、宣徳の初には米一石が鈔五十貫に當り、天順年間には鈔一貫が錢一文にも直しないといふ状態であつたから竈戶の生活は次第に窮迫し、それに伴つて餘鹽の問題が漸次重大化するに至つた。

餘鹽なるものは、明史^{卷八}食貨志に

餘鹽者。竈戶正課外、所餘之鹽也。

とある如く、正鹽以外の餘剩生産の鹽を言ふのである。太祖實錄の丙午^{○AD}一二月己巳の條に兩淮運司の設置を述べたる中には

納官有餘、聽其貨賣。

とあつて竈戶の餘鹽私賣が許可されて居る。所が洪武に入つてからは、餘鹽の私賣は嚴禁された。洪武初年に出來た鹽引式には

各場竈丁人等。除正額鹽外。將煎到餘鹽夾帶出場、及私煎貨賣者^絞云々

とあり、大明律^{卷第}にもほゞ同様の條文があり、たゞ刑罰が鹽引式に比して輕くなつて居る。然し「杖一百、徒三年。」とあるからには相當の重罪に違ひない。餘鹽私賣嚴禁の理由は、私賣鹽が商鹽（これは商人が正規の手續を経て入手したる正鹽）販賣の妨害をなすからであるに相違ないが、それならば竈戶に餘鹽が生じた場合は如何なる處分方法が講ぜ

られて居たであらうか。明史^{卷八}食貨志には

洪武初制。商支鹽有定場。毋許越場買補。勸齋有餘鹽、送場司。二百斤爲一引、給米一石。其鹽、召商開中、不拘資次給與。

とあり、洪武初年の制度に於ては、各商人に支給すべき鹽に關しては夫々支給の鹽場を指定し、それ以外の鹽場、——例へば兩淮の小海場に指定されたものが兩淮の富安場——に於て竈戶の餘鹽を私買して正引の缺額を補ふ事は許されず、竈戶に若し餘鹽ある時は鹽課司に送り、二百斤を一引として一引毎に米一石を給し、その鹽は矢張開中に用ゐるが、正鹽に對する如く資格順番に従つて順次支給するといふ方法を執らず、商人が鹽引を携へて鹽場に至れば直ちに支給した事を述べて居る。此の記事は洪武年間に於ける餘鹽の處分法を傳へたる唯一の記事として注目されて居るものであつて、此の記事を除けば、洪武より正統二年六月に至る迄の間に於ける餘鹽處分の方法を傳へた記事は皆無であり、正統二年七月に至つて始めて餘鹽處分の記事が現はれる。所が、私は右の明史の記事に就いて種々考察した結果、之が洪武年間に於ける餘鹽處分法を傳へたものでない事を知るに至つた。此の記事中の「勸竈……」以下は明史^{卷八}食貨志に

凡竈戶辦鹽、官給工本米。其制起宋仁宗時、給亭戶官本。元代仍之、歲給工本。明沿而不變。引四百斤、給米一石。以米價低昂爲準、兼資錢鈔。尋定鈔數。淮・浙、引二貫五百文。河間・廣東・海北・山東・福建・四川、引二貫。淮浙諸場置立倉囤。每歲以附近州縣倉及兌軍餘米、量撥收貯。凡竈戶有餘鹽、送場司。每二百斤爲一引、給米一石。其鹽、召商開中、不拘資次給與。成祖即位。以北平各衛糧乏。命戶部、悉停天下中鹽、專於北平開中。……

とあるうちの圈點を施したる部分に據つたことが明瞭であるが、右の明史の記事は一寸みた所では成祖即位前の事實を傳へたものゝ如くに受

取れる。然し實はさうではないのである。傍點と圈點とを施したる部分は正德會典^{卷三}十六に

(正統)十三年令。兩淮運司、於各場利便處、置立倉囤。每年以揚州・蘇州・嘉興三府所屬附近州縣及淮安倉并兌軍餘米內、量撥收貯。凡竈戶若有餘鹽、送赴該場。每二百斤爲一引、給與米一石。年終具奏、造冊申部。其鹽召商於開平・遼東・甘肅等處開中。不拘資次給與。兩浙運司及松江嘉興二司仁和・許村等場、亦照此例。

とある記事を簡略化したものである事は疑を容れ得ない所である。即ち明史食貨志が右の會典の記事から年次其他の文句を削り去つた記事を「成祖即位。」云々の記事の前に掲げたため明史食貨志の編者は之を洪武年間の制度を述べたるものと誤認し、その結果あのやうな記事を作つたに外ならぬ。故に明史食貨志が洪武初制として記述せる淮浙の餘鹽處分方法は實は正統十三年の令に依つて始めて行はれたものであつて、洪武年間に於ては未だそのやうな處分法は行はれて居なかつたものと見なければならぬ。實錄の正統二年七月庚寅の條に

文淵^{○行在刑部右侍郎何文淵}又奏。兩淮・兩浙鹽運司各鹽場竈丁。多貧難饑窘。

挈家四散求食。請令竈丁名下、除額辦鹽引納官外、所有餘鹽、就於本場官收。每小引給與米麥二斗。庶幾民不乏食。從之。

とあるのは、既に掲げた太祖實錄の丙午二月己巳の記事を除けば明代に於ける餘鹽處分法を傳へたる最初の記事であり、之は法令化されて會典にも採録されて居る。正德會典^{卷三}十六に

(正統二年)又令。兩淮・兩浙貧難竈丁、除原額鹽課、照舊收納。

其有餘鹽者。不許私賣。俱收貯本場。運司造冊、發附近州縣。每一小引。官給米麥二斗。

とあるのがそれである。而して此の法令は右の實錄の記事に見える如き事情に依つて新たに制定されたもので、洪武以來の慣行を成文化したものと受取れぬ。そして此の法令は、既述の如く正統十三年に至つて改

正され餘鹽一小引に對する賠償額は米麥二斗より米一石へと増加したわけである。從つて正統十三年の法令に見ゆる如き、一小引の餘鹽に對する米一石の給與といふ事が國初以來の慣行でない事も明瞭で、正統十三年の法令も此の時新たに規定されたものとみるべきである。然らば洪武初年より正統二年六月に至る迄の餘鹽處分方法は如何であつたらうか。

それに關する直接の史料は全く缺けて居る事は上述の如くであるが、私は逆に、餘鹽處分方法の規定が全く缺如してゐる事自體が問題の解決を暗示して居るのだと考へて居る。即ち鹽引式或は大明律に見える如き餘鹽私賣の禁止に關する法令のみ存在して餘鹽處分に關する法令が見當らぬのは、明初の諸法令を記載せる諸文獻が殆どすべて現存せる事實より考へて、明代前期に於ける餘鹽處分の法令が佚亡した爲ではなく、餘鹽の生産が未だ公認されず、從つて餘鹽處分方法を法制化する必要がなかつた爲と考へなければならぬ。換言すれば、竈戶の鹽生産額は正鹽量を基準として嚴重な制限が加へられ、よし若干の餘鹽が生産された場合にも正鹽同様の方法に依つて收官されたため特に餘鹽に關する規定を設ける必要がなかつたためと解すべきである。實錄の正統二年七月庚寅の條に至つて始めて餘鹽處分方法が規定された事を傳へて居るのは、既に述べた如く工本として竈戶に給して居た鈔の價值が永樂以後急速に下落し竈戶の生活が困窮を告げるに至つた結果、流亡四散する者が續出したので、それを防止するため、既に租稅化して居る額鹽とは別に餘鹽に對して何等かの處置を講ずる事に依り竈戶の生活を保障しなければならなかつたからである。かゝる傾向は永樂年間より萌し始めて居たと考へられるが、宣德・正統にかけて鈔の價值の下落に伴つて問題は切實化し、その故にこそ、彼の正統二年の餘鹽給米の令も出たわけであり、又彼の開中商人の財力を利用しての勸借賑濟米の制度も正統六年から始まつて居るのである。即ち此の頃になつて始めて正鹽外の餘鹽の生産を認め、既に租稅化した正鹽とは切離して餘鹽に對して給米する事により竈戶の生

活を維持せんとしたのである。然し此の政策も霍輶が有名な「淮鹽利弊(95)」の中で

正統二年令曰。貧難竈丁。除正額鹽照舊收納。其餘鹽收貯本場。每二百斤、官給米麥二斗。十三年令曰。每餘鹽二百斤、給與米一石。若餘鹽二百斤、竈戶實得米一石。乃私賣鹽、即絞死可也。蓋當時、此令雖出、而米實無措。故官司徒挾此令、以征取餘鹽。實不能必行此令給民米麥。

と喝破して居る如く殆ど實行には移されず、反つて餘鹽を無償沒收されるに過ぎなかつたので竈戸の窮乏は愈々深刻を加へるに至つた。かゝる情勢の中から餘鹽私賣の公認が馴致されるのであるが、それに就いては第四章で再言する事にする。(未完)

〔註〕

- 1 宮崎市定博士「西夏の興起と青白鹽問題」(東亞經濟研究第一八卷第二號)、「東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社會」一四一頁以下、「宋元の經濟的狀態」(東洋文化史大系第四卷所收)、佐伯富氏「鹽と支那社會」(東亞人文學報第三卷第一號)等参照。
- 2 折中法と開中法との比較に就いては拙稿「開中の意義及び起原」(加藤博士還曆記念東洋史集說所收) 參照。
- 3 拙稿「明代の戶口食鹽法に就いて」(社會經濟史學第十三卷第三號) 參照。これは清代に至つて官專賣が全然なくなつた事を意味するのでない事は勿論である。
- 4 史學雜誌第五四編第五・六・七號。
- 5 清水泰次博士「明代史」第三篇第三章(世界歷史大系第七卷所收)及び拙稿「明代鹽田考」(小野博士還曆記念東洋農業經濟史研究所收) 參照。
- 7 明史食貨志はどの板本も「司」字を脱して居る。明史食貨志は脱して居ない。後者が正しいであらう。
- 8 兩淮運司の設置は太祖實錄の丙午(西紀一三六六年)二月己巳の條に、兩浙運司の設置は太祖實錄の吳元年(西紀一三六七年)二月癸丑の條に、廣東・海北二提舉司の設置は實錄の洪武二年正月戊申の條に、河東運司・靈州鹽課司・山東運司・北平河間運司・福建運司の設置は實錄の洪武二年二月の條に夫々見えて居る。此等のうち靈州鹽課司は洪武二年正月戊申に

設置された時は河東運司の管轄に屬して居たやうであるが、實錄の洪武三年十二月庚申の條には新しく河東より獨立して鹽課提舉司の設置を見た事が述べられて居り、洪武四年五月甲子の條にも「陝西靈州鹽課提舉司」云々の記事が見えて居る。然し諸司職掌には靈州鹽課司とある所から考へると洪武二十六年頃迄には鹽課司に格下げせられたのであらう。北平河間運司は實錄の洪武六年正月乙丑の條に「河間長蘆」云々とする所からみるとその頃迄にそのやうに改稱されたのであらう。四川に於ては、實錄の洪武五年二月辛卯の條に四川等處茶鹽都轉運司を成都に設置した事を述べて居るが、洪武十年十一月壬辰の條に至つて四川鹽課提舉司の設立が報ぜられて居る。雲南に於ては、實錄の洪武十五年十一月丙午の條に雲南鹽課提舉司の設立が報ぜられて居り、洪武十七年五月庚戌の條に白鹽井・安寧鹽井・黑鹽井の三提舉司の新設が述べられて居り、十九年二月戊申の條には五井提舉司の設立が記されて居る。結局雲南に於ては最初單一の提舉司が設けられて居たのが後に四提舉司に分れたものとみるべきであらう。同書戶部。

下沙二場及び同三場は洪武年間には未だ設置せられて居らぬため諸司職掌には記載なく正德會典には記載されて居る。

正統五年に裁革された事が正德會典卷三十五に見えて居る。

諸司職掌に據れば福建運司には分司なく運司がすべての鹽課司を直轄して居たやうに見えるが、八閩通志卷四十公署の條に據れば二分司が明初より置かれて居る。一つは泉州府治西肅清門外にあり、他の一つは興化府城北延壽里商頭市にあつた。泉州府の分司は潯美場鹽課司と涇州場鹽課司とを管轄し、興化府の分司は上里場鹽課司を管轄して居り、海口・牛田の二場鹽課司は運司に直屬して居た。此の八閩通志の記事は頗る信憑に値するものであり、諸司職掌の記載は福建運司に關しては粗漏の譏を免れない。

實錄の萬曆二十九年四月戊寅の條には嚴鎮場鹽課司を滄州分司に改屬した事を述べて居る。

崇禎廉州府志卷四に據れば海北提舉司は元末雷州にありしものが、洪武元年廉州府故石康縣長沙埠に移り、洪武三年には故石康縣城內に入り、成化年間更に廉州府治東門內に移つた。

正德會典卷三十五に據れば東場分司及び西場分司は成化十年に設けられ中場分司は弘治二年に設けられた。

漳縣・西和縣には何れも鹽井があつた事は萬曆會典卷三十三の記載に依り明かであるが、鹽課司を設けるには至らなかつた。しかも靈州鹽課司に屬して居たか疑問であり、或は縣の管轄に屬して居たのではないかと考へら

れる。
黑鹽井・白鹽井の二鹽課司は鹽井衛の管轄に屬し、四川提舉司より分離して居たのである。

前掲拙稿「明代鹽田考」参照。

明史職官志の記載は運司の主要職員を示したものであり、運司にはその外に書吏・典史各若干名が居て下級事務を司つて居た。例へば兩淮に於ては、乾隆兩淮鹽法志卷二十三に引く所の嘉靖兩淮鹽法志に「兩淮都轉運使司。運使一人、秩從三品。同知一人、秩四品。副使一人、秩從五品。判官三人、秩從六品。吏禮房、書吏一人、典史二人。兵刑工房、書吏一人、典史二人。戶房、書吏一人、典史二人。收支科、書吏一人、典史二人。雜科、書吏一人、典史二人。承發科、典史一人。架閣庫、典史一人。」と記載して居る。

なほこれ等の外に私鹽の糾禁を任務とする巡檢司（これは普通州縣に屬する）の中には運司に屬するものもあつた。例へば兩淮の白塔河巡檢司の如きがそれである。

皇明經世文編卷八十五所收。

明史職官志に據れば、都指揮使・布政使・按察使の品秩が夫々正二品・從二品・正三品であるのに對し運使は從三品であつた。尤も運使の品秩が從三品に決定する迄にはかなりの紆餘曲折を経て居る。實錄の吳元年十一月乙酉の條には運使の品秩を正三品とした事を記して居るが、洪武十三年正月甲辰の條には都指揮使、布政使を何れも正三品、按察使を正四品、運使を正四品とした事が記され、洪武二十二年二月庚子の條には布政使從二品、按察使正三品、運使從三品とした事が見えて居る。明史職官志に記載する如き品秩は大體此の時に定まつたのであらう。

乾隆兩淮鹽法志卷二十三所引。

拙稿「明代鹽商の一考察」第四章以下参照。

監察御史を派遣して鹽法を巡察せしめる事は永樂十三年に始まつた。明史食貨志には「巡鹽之官、洪永時、嘗一再命御史視鹽課。」とあれど洪武年間には巡鹽御史を派遣した例は如何なる書にも見當らず、萬曆會典卷三十四に「永樂十三年。差御史・給事中・內官各一員、於各處開支鹽課。」とあるのを初見とする。其後河間（長蘆）・兩淮・兩浙に時々內官・御史等を派遣して鹽法を監察せしめて居たが、正統元年には行在刑部右侍郎何文淵・行在戶部左侍郎王佐・都察院右副都御史朱與言等に召じて兩淮・長蘆・兩浙の鹽課を提督せしめ、正統三年に鹽法整理を終へて召還した。之より巡鹽官の權力が次第に重くなつた。正統三年からは兩淮・兩浙・長蘆等に毎歲各御史一員を差遣して鹽法を巡視せしめ、鹽課を催督せしめる事に決

定し任期は一年交代とした。正統十四年には副都御史耿九疇に命じて兩淮鹽法を清理せしめた。景泰三年には總督漕運巡撫淮安等處右僉都御史王竑に命じて兩淮鹽課を兼理せしめた。廣東・四川・河東等に於ては景泰七年に廣東按察司各道分巡官に各該鹽課司の鹽課を兼督せしめたのを手始めとして按察司分巡官をして鹽法を巡視せしめる事が多かつた。雲南に於ては成化十七年に雲南布政司提督銀場參議をして鹽法を兼理せしめる事にし、嘉靖八年には巡撫都御史が布政司の參政參議內の一員に定委して鹽法を專管せしめる事とした。陝西に於ては成化二十三年に慶陽府佐武官一員をして每歲靈州の鹽法を兼督せしめ正德十年には陝西巡茶御史をして西和縣・漳縣の鹽課を兼理せしめることとし、嘉靖九年に至つて延綏西路及び寧夏管糧僉事をして靈州大小二池を分管せしめた。福建に於ては弘治二年に福建清軍御史をして鹽法を兼理せしめる事とし、正德十四年には福建巡海副使をして鹽法を帶管せしめた。淮浙に於ては成化・弘治・正德にかけて屢都御史を鹽法清理の大臣として派遣し、鹽法を清理せしめて居たが嘉靖三十九年には特に副都御史鄒懋卿に命じて兩淮・兩浙・長蘆・河東・山東五運司の事を總理せしめた。その權力が甚だ重かつた。隆慶二年には副都御史龐尙鵬をして兩淮・長蘆等の運司を總理せしめたが、其後は鹽法清理の大臣を特派することは遂に無かつた。兩淮に於ては萬曆四十五年、鹽法疏理道なるものが設置せられ、戶部山東清吏司郎中袁世振が疏理道臣に任せられ、兩淮鹽法の疏理に當つた。運使・提舉は巡鹽の都御史・御史・疏理道臣或は按察司分巡官の指揮監督を受けるのであるが、雲南に於ては布政司參政又は參議、靈州に於ては慶陽府佐武官、（後には延綏西路及び寧夏管糧僉事）西和・漳二縣に於ては陝西巡茶御史の監督をうけて居たのである。（以上明實錄・明史卷八十食貨志・萬曆會典卷三十四に據り記述す）乾隆兩淮鹽法志卷二十四所引。

右に同じ。

第二章A参照。

鹽課の折銀は中期以後次第に發達したため、その禁止は事實上空文に等しくなつた。詳細は第四章参照。

提舉司もほゞ之に準ずる。提舉司に就いては明史卷七十五職官志に「鹽課提舉司。提舉一人。從五品。同提舉一人。從六品。副提舉無定員。從七品。其屬。吏目

一人。從九品。庫大使・副使一人。所轄各鹽倉大使・副使。各場各井鹽課司大使・副使、並一人。……其職掌、皆如都轉運司。」と言つて居る。

四川に於ては正德・嘉靖の交に鹽井の管理が鹽課司より有司の手に移され

たやうである。嘉靖三十四年三月癸亥の條に「清理四川鹽法戶部主事陳惟舉奏。四川鹽課。……正德初年。因灶丁自改折色之奏。差官往勘定。爲四則。虛數徒增。成法因壞。及至額課多逋。復議。有司帶徵。彼此推諉。相緣爲奸。歷查三十餘年。完課僅十一耳。……追辦近歸有司。事無專責。宜將夔潼川等府州。改置提舉分司。……戶部覆奏。悉允其議。」とあり、此の時提舉分司を設置して鹽課の徵收を有司より鹽司に遷す事に決して居るが、これは實行に移されなかつたものとみえ、實錄の嘉靖三十七年正月癸酉の條には「四川巡撫都御史黃光昇奏。本省鹽課。舊屬各場。今附有司。」とあつて、鹽課の徵收は依然として有司の手に屬して居る。雲南に於ても布政司參政參議中の一員に鹽課を專管せしめて居た事は註25に述べた所である。河東に於ては實錄の萬曆十六年十月丙申の條に「戶部覆河東巡鹽御史吳達可。條上四事。……一嚴責成。以固鹽池。改清解二州守。量加運同職銜。修築渠堰。……如議行。」とあつて州知州に運司同知の職銜を量加して鹽池の渠堰の修築に當らせる事に決して居る。福建に於ては實錄の嘉靖三十三年四月丙申の條に「清理福建廣東鹽法戶部主事錢加猷。上言六事。……一明職守之分。水口分司。本運司佐二官之事。而今往往屬之郡縣之吏。責任不專。政務怠廢。今宜歸之運官。以十幫爲率。滿者賞。不及者以差點罰。如盡無人。然後選良有司代。」とあり、此の上言の結果は明瞭でないが、ともかくも此の頃分司官が府縣官の兼任であつた事が明かである。其他靈州に於ては慶陽府通判が鹽池の管理に當つて居た事は註25に述べた所である。かくの如く、州縣官の管理に屬する鹽場が存在して居た事は事實であるが、それは比較的重要ならざる産鹽區に限られ、淮・浙・長蘆・山東の如き、開中法と密接の關係を持つ重要産鹽區に於ては鹽場は州縣に對して明確なる行政上の獨立を保持して居たのである。嘉慶兩浙鹽法志卷二十八所收。

皇明經世文編卷九十五。

太祖實錄壬寅(西紀一三六二年)十月辛卯の條に「設關市批驗所官。時四方戰爭。財用不足。群臣議以爲。來遠人。在乎脩政。繕國用。貴乎通財。今各處每遇外境商旅販賣物貨。或爲兵民留滯。請置關市設官領之。專通貨物。又浙東所轄金華・廣信等府及諸全州接連外境。鹽貨以十分爲率。稅其一分。物貨以十五分爲率。稅其一分。從之。」とあり、降つて癸卯(西紀一三六三年)閏三月丁丑の條には「處州翼總制胡深言。近設關市征鹽貨。十取其一。切詳。溫・台二郡產鹽。浙東・江西皆資其用。而處州道里險遠。負販者少。惟溫州吳渡通潮。而處署商人每至吳渡。與海商貿易。舟行九十餘里。還至青田批驗又百五十里。方至處州。可謂勞矣。舊例二十取一。而每月所收多者百餘引。少者亦七八十引。今處州軍餉全資鹽稅兼支。若遽改

法、恐商人以征稅太重、不復販賣、則鹽貨壅滯、軍儲闕乏。且使江西浙東之民、艱於食用。又如硫黃・白藤・蘇木・棕毛諸物、皆資於彼。今稅額太重。亦恐不能流通。臣請。仍從二十取一之例。鬻賣之處、亦依例納稅。聽商興販。如此、則懲遷之利、流轉不窮。軍用給足。上從其言、以爲便。」とある。

註8 參照。

和田清博士編「支那地方自治發達史」九十五頁以下參照。

都是通常、里を幾個か合したものを稱するのであるが小なる場合は里と一致する事もある。惠安縣續志の記事に於ける都は里の意味に使用したのであらう。

嘉慶山東鹽法志附編授證三所引。

皇明經世文編卷二十二所收。

此の場合「人」は戶長の義に解すべきである事は勿論である。

鹽政志は計算をあまり一五、〇一六戸と記載して居る。

萬曆溫州府志卷五には兩浙運司溫臺分司所屬永嘉場(坐落永嘉縣)に關して「區分二十四團。總催八十名。分立八扇。每扇歲一人徵收課鹽、貯之倉場。」と記載して居る。かゝる場合には團は州縣の里に比すべき機能を喪失し扇が里に當る役割を演じて居る。右の記事に據ると一扇は平均三里を包含するわけである。

鹽政志卷七所收。

三枝博音氏「天工開物」中技術上の諸名辭の註釋には「消息とは竹筒に設けたる辨のことならん」とあるが納得し難い。暫く疑を存して後考を俟つ。

萬曆惠安縣續志卷一に「國初、鹽出於竈。甌丁輸鹽貯倉。總催秤子兼收。團首輪年看守。謂之次丁。商納價運司給引。赴場受鹽。船運至省發賣。其後煎鹽變而爲晒。海道險惡。商皆不願本場剪引。御史莫・陶二公、奏請折價、而九倉廢矣。」とあり、福建運司惠安場に於ては明代の或時期に於て製鹽法が煎法から晒法に變じ、その後間もなく鹽課折納が行はれた事が知られる。萬曆會典卷三十三に「弘治十六年題准。將惠安場鹽七千三百五十二引。每引徵銀七分解部。」とある所から考へると、惠安場に於ける製鹽法の變化は成化・弘治の交に行はれたものと推定され、其他の福建諸鹽場も之と相前後して煎法より晒法へ移行したものと見るべきであらう。

嘉慶山東鹽法志附編授證三所引。

百耳は篋を支へる用具に相違ないが、その具體的構造は不明である。

存して後考を俟つ。

過は蓋し鍋の音通で「可煮二十過」とは二十鍋分の量を一盤で煮る事が出来る意であらう。

乾隆兩淮鹽法志卷十八所引。

此の場合淮北の興莊園場は臨洪場に包含されて居るものと考へられる。

乾隆兩淮鹽法志卷十八所引。

右に同じ。

角は盤を構成する鐵片を言ふ。

乾隆兩淮鹽法志卷十八所引。

拙稿「明代鹽商の一考察」第二章參照。

住吉・加藤氏「中華鹽業事情」百七十五頁以下參照。

註45參照。

拙稿「明代鹽商の一考察」第二章參照。

嘉慶山東鹽法志附編授證三所引。

宋會要稿第一百三十五冊、食貨二十八、鹽法、紹興八年の條に「先是、荆湖北路鹽客胡吳、傳進狀言。國家煮海之利、以三分爲率、淮東鹽利居其二。……紹興初間、每一籠、煎一晝夜、計一伏火。所煎到鹽、多者止一十七籠。每一籌計鹽一百斤。近淳熙初間。亭戶得嘗試鹵水之法。以石連一十枚、擲之鹵水中。如五枚浮起、爲五分之鹵。如七枚浮起、爲七分之鹵。或不及七分。再用牛刺爬鹽土。復將淡鹵再淋。必待鹵濃可用、然後煎之。每一籠一伏火、煎二十五籌至三十籌。是一伏火、多煎鹽十籌至三十籌。比之舊額、近增其半。」とある。

山村治郎氏「清代兩准の鹽戸一斑」(下)第一章註(十四)參照(史學雜誌第五十三編第十一號所收)

Zweckhoff, P.: Bemerkungen über die Salz-Produktion in China (Mit Benutzung der Chinesischen Werke: Chu=bu=zse=li, lan=Chua=ian=fa=tschi und Chuan=tschao=zin=schi=wen=plan)

[Abel, Carl und Mecklenburg, F. A.: Arbeiten der Kaiserlich Russischen Gesandtschaft zu Peking über China, sein Volk, seine Religion, seine Institutionen, sozialen Verhältnisse ec., Aus dem Russischen nach dem in St. Petersburg 1852-57 veröffentlichten Original, Bd. II, Berlin, 1858, S. 498.]

因に本文で指摘した誤謬はZweckhoff が中國の原典を露譯した際に生じたか或はそれが Mecklenburg 等によつてさらに獨語譯せられる際に生じたか明かでないが、おそれらくZweckhoff の誤謬であらう。

太祖實錄吳元年二月癸丑の條。註61參照。

乾隆兩淮鹽法志卷十八所引。

乾隆兩淮鹽法志卷十八所引。

右に同じ。

嘉慶山東鹽法志附編授證三所引。

嘉慶山東鹽法志卷十八所引。

正德會典卷三十六に「(景泰元年)又令。各運司・提舉司及所屬鹽課司原

有山場。灘湯供採柴薪者、不許諸人侵占。」とある所から考へると燃料採取の場所は草灘のみに限らず、山場を有する鹽場もあつたやうであるが、明代鹽場關係の文獻に山場の事が殆ど全く現れず草灘の事のみ問題とされる事が多い所をみると山場を有する鹽場は極めて少く、煎鹽の燃料採取の場所として殆ど言ふに足る程の役割を演じなかつたものであらう。

嘉慶兩浙鹽法志卷二十七所收。

皇明經世文編卷百五十五所收。

此の場合、灘は灰厝を行ふ場所のみならず淋瀝を行ふ設備をも含むものである事が明瞭である。瀝は鹵に同じである。

鹽政志卷七所收。

嘉慶兩浙鹽法志卷二十八所收。

三場の坐落に就いては第一章A參照。

工本鈔に關しては第二章D參照。

鹽政志卷七所收。

皇明世法錄卷二十九所收。

仁井田陞博士「古代支那・日本の土地私有制」(國家學會雜誌第四十三卷第十二號所收)參照。灘場、草灘に對する鹽戸の所有權は嚴密には獨特の範疇に屬するものであつて、一田兩主制に於ける田面權とも異なり、我國徳川時代の土地持或は永小作とも同じではなく、又西洋中世の分割所有權に於ける下級所有權とも異なる。明代前期に於ては鹽戸の生産する鹽はすべて收官され、その代價として殆ど無價値に等しい鈔が交付されたのだから、よし鹽の密賣によつて若干の利益を擧げる事が出来たととしても、鹽戸の負擔は灘地、草灘に關する限り一般の佃戸よりは遙かに重く、實質的には西歐中世の莊園に於ける直營地と農奴との關係に近かつた。その場合鹽戸の有する一般田土は或點に於て託營地の機能發揮したわけであり、そのために鹽戸の田土に對しては雜役が免除される場合が多かつた。鹽戸の灘地、草灘が各戸に分與され、その世襲が認められることを以て永小作などに比すべきでない。然し明代中期以後鹽課の折納と餘鹽の私賣とが公認されるに及び、事情は次第に變化し、法制上の官有にもかゝらず、

明代鹽場の研究（上） 藤井

竈戸或は商人の私有灘場としての客觀的條件が次第に作られて行つた。このことについては第四章Bに於て詳述する。

乾隆兩淮鹽法志卷十八引所。

右に同じ。

皇明世法錄卷二十九所收。

鹽政志は計算を謬つて一五、〇一六戸として居る。一五、五一六戸は私が新たに計算し直したものである。

乾隆兩淮鹽法志卷十八所收。

竈丁の徭役に關しては第三章に詳述する。なほ拙稿「明代竈田考」も併せ参照の事。

皇明世法錄卷二十九所收。

第三章C參照。

萬曆會典卷三十四所收。

開中法に於て商人が鹽の支給を受ける手續きに就いては拙稿「明代鹽商の一考察」第三章參照。

後掲の實錄正統二年七月庚寅の條參照。

勸借賑濟米の制度は開中の鹽商に竈戸を賑濟すべき米穀を獻納せしめる制度である。中山八郎氏「明代に於ける餘鹽私賣の起源」（加藤博士還曆記念東洋史集說所收）參照。

鹽政志卷七所收。

註6參照。

國語辭典に石蓮子を解して「蓮子之經霜堅黑而沉水者」と言つてゐるのが蓋し正解と言ふべく、石山氏支那語大辭典に石蓮子を蓮根と解してゐるのは誤りであらう。

現存の熬波圖の圖は元代の作ではなく清代の作品であらうと云はれてゐる。之についてはなほ後考を期したい。

衛所制度は府兵制の如く農民皆兵のたてまへに立つものではなく軍戸のみによつて構成される事を原則として居り、また邊境の衛内に在つては戰闘擔當の兵士と屯田擔當の兵士との分離も行はれた。然し初期の衛所制度は互視的にみて軍戸の枠内に於ける兵農一致が實現してゐたとみてよい。

補4

補3

補2

補1

95

94 93

92 91

90 89

88 87

86 85

84 83